令和７年度版

【令和７年４月１日現在】

中小企業融資制度便覧

秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」

秋田県産業労働部産業政策課

目　　次

１　県の間接融資制度 ･･ **1**

（１）　経営基盤の充実を図るための資金･････････････････････････････････････ 1
　　中小企業振興資金、中小企業組織融資資金

（２）　経営の安定を図るための資金･･･ 3
　　経営安定資金

（３）　戦略的意欲的な経営を図るための資金･････････････････････････････････ 4
　　新事業展開資金、再建企業特別融資資金、賃金水準向上資金

（４）　工業立地の促進 ･･･ 7
　　企業立地促進資金

２　県の直接貸付制度（中小企業高度化資金） ･････････････････････････････････････ **8**

３　秋田県単独機械類貸与事業 ･･ **9**
（（公財）あきた企業活性化センター所管貸与制度）

４　秋田県地域総合整備資金貸付（ふるさと融資） ･･････････････････････････････････ **11**

５　政府系金融機関の融資制度 ･･ **12**

（１）　㈱日本政策金融公庫（中小企業事業）･････････････････････････････････12
（２）　㈱日本政策金融公庫（国民生活事業）･････････････････････････････････23
（３）　㈱日本政策金融公庫（農林水産事業）･････････････････････････････････28
（４）　㈱商工組合中央金庫 ･･･30

６　市町村の中小企業金融対策 ･･ **31**

（１）　秋田市の中小企業向け融資制度 ･･････････････････････････････････････31
（２）　市町村中小企業振興資金 ･･･33
（３）　市町村独自融資制度 ･･･35
（４）　市町村が行う県・国の制度資金に対する利子軽減及び保証料軽減措置･････････35

７　秋田県信用保証協会保証制度 ･･ **36**

８　県内中小企業金融相談の問い合わせ先 ･･ **40**

９　経営相談窓口･･ **40**

1. 県の間接融資制度

（秋田県産業労働部産業政策課：電話０１８－８６０－２２１５）

＜中小企業者（中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者）とは＞

以下のⅠの特定事業を営むものであって、Ⅱの規模等の条件を満たすもの。

Ⅰ　特定事業

次に掲げる以外の業種。

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（一部の業種を除く）

※このほか、社会保険及び社会福祉、非営利団体、一部の風俗営業等、公序良俗に反するもの、投機的なもの等も融資の対象外。

Ⅱ　規模等の条件

(1)　中小企業者

製造業等　資本金3億円以下又は従業員300人以下　　卸売業　資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業　資本金5,000万円以下又は従業員 50人以下　　サービス業　資本金5,000万円以下又は従業員100人以下

ゴム製造業　資本金3億円以下又は従業員900人以下　　旅館業　資本金5,000万円以下又は従業員200人以下

ｿﾌﾄｳｪｱ業又は情報処理ｻｰﾋﾞｽ業　資本金3億円以下又は従業員300人以下

医業を主たる事業とする法人　従業員300人以下

(2)　特定非営利活動法人　製造業は従業員300人以下、卸売業及びサービス業は従業員100人以下、小売業は50人以下

(3)　(1)の中小企業者の他、中小企業等協同組合等も対象。

＜事業者選択型経営者保証非提供制度について＞

保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択することができます。

Ⅰ　ご利用いただける方

次の（1）～（5）をすべて満たす法人

※法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、（1）、（2）及び（3）は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合（3）は問いません。

（1）過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること

（2）直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと

（3）次のいずれかを満たすこと

①直前決算において債務超過でない

②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない

（4）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること

①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること

②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと

（5）保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

Ⅱ　対象となる資金

すべての資金が対象です。

（制度上、経営者保証を不要としている資金及び中小企業アグリサポート資金を除く）

Ⅲ　保証料率

対象要件	直前決算において債務超過でない	直前決算において債務超過である
申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない	所定保証料率＋0.25%	所定保証料率＋0.45%
申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字である	所定保証料率＋0.45%	（対象外）
法人設立後2事業年度の決算がない	財務要件を問わず所定保証料率＋0.45%	

（1）経営基盤の充実を図るための資金

制度名		融資対象	融資条件		融資条件						申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備考
			資金用途	限度額（万円）	年利率（%）		保証料率（%）	貸付期間	据置期間	担保・保証人			
中小企業振興資金	一般資金	県内で1年以上事業を営んでいる方	設備資金 運転資金	10,000	固定　2.10 変動　1.85		1.55以下	固定 設備10年 運転10年 変動 設備15年 運転10年 割賦又は一括償還	固定・変動 設備2年 運転1年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ		金融機関所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。
					セーフティネット保証（SN）1～4、6号	固定 1.90 変動 1.65	0.88						
					セーフティネット保証（SN）5、7、8号	固定 2.10 変動 1.85	0.76						
	SDGs推進枠	一般資金の融資対象要件を満たし、次のいずれかの認定等を受けている方 経済産業省認定：健康経営優良法人 厚生労働省認定：えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール 県認定：秋田県SDGsパートナー登録制度、秋田県版健康経営優良法人、えるぼしチャレンジ企業認定法人 その他：国や地方自治体の表彰制度　等			固定　1.90 変動　1.65		1.55以下						
					SN 1～4、6号	固定 1.70 変動 1.45	0.88						
					SN 5、7、8号	固定 1.90 変動 1.65	0.76						

（1）経営基盤の充実を図るための資金　※つづき

制度名		融資対象	融資条件		融資条件					申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備考
			資金使途	限度額（万円）	年利率（%）	保証料率（%）	貸付期間	据置期間	担保・保証人			
中小企業振興資金	小規模事業振興資金 ※従業員20人以下[商業・サービス業は5人以下]の事業者等が対象	小規模事業を営むもので、県内で1年以上事業を営んでいる方	設備資金 運転資金	2,000 （小口支援枠と併せて2,000万円）	2.10	0.45	設備10年 運転10年 割賦又は一括償還	設備2年 運転1年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	借入申込書を商工会等へ提出する。商工会等で適当と認めた場合、金融機関へ申込書が送付される。
					SN 1～4、6号 1.90	0.50						
					SN 5、7、8号 2.10	0.45						
	小口支援枠	小規模事業振興資金の融資対象要件を満たし、かつ、既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証・当座貸越等は限度額）との合計で、2,000万円以内となるもの）		2,000	1.75	0.50			担保 原則不要 保証人 必要に応じ徴求			
	中小企業災害復旧資金	災害によって直接的又は間接的な被害を受けた方 （市町村発行の罹災証明書又は公的機関発行の罹災証明書に準じる被害証明書等が必要） ※取扱は災害発生日から6か月間	設備資金 運転資金	3,000	1.50	―	10年 割賦又は一括償還	1年	担保 原則不要 保証人 必要に応じ徴求		県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	市町村長の罹災証明書等を添付し、金融機関又は保証協会に申込む。
					SN 1～4、6号 1.30	―						
					SN 5、7、8号 1.50	―						
	流動資産担保資金	県内で1年以上事業を営んでいる方で、売掛債権や棚卸資産を保有する方	設備資金 運転資金	10,000 （保証割合80%の部分保証方式）	1.75	0.68	1年 割賦又は一括償還	―	担保 流動資産（売掛債権、棚卸資産） 保証人 必要に応じ徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ		金融機関所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。
中小企業組織融資資金		中小企業団体中央会に加入している中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律および商店街振興組合法に基づき組織された中小企業団体及びその組合員に対する経営の改善及び貿易の振興のための資金 ①事業協同組合②事業協同小組合③火災共済協同組合④信用協同組合⑤協同組合連合会⑥企業組合⑦協業組合⑧商工組合⑨商工組合連合会⑩商店街振興組合⑪商店街振興組合連合会	設備資金 運転資金	組合 50,000 組合員 2,000	商工中金 所定利率の0.5%減	―	設備10年 運転7年 割賦償還	商工中金の定めによる	商工中金の定めによる	中小企業団体中央会	商工中金	中央会の推薦を得て商工中金に申込む。

（2）経営の安定を図るための資金

制度名		融資対象	融資条件		融資条件						申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備考
			資金使途	限度額（万円）	年利率（%）		保証料率（%）	貸付期間	据置期間	担保・保証人			
経営安定資金	通常枠	県内において1年以上事業を営み、かつ、次のいずれかに該当するものとして商工会議所、商工会連合会又は商工会の認定を受けた方 ①直近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している方 ②直前決算において赤字を計上している方 ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有している方 ④破綻金融機関と取引のある者として、特定中小企業者の認定を受けた方	設備資金 運転資金	8,000 ④は別枠5,000	1.70		1.55以下	10年 割賦又は一括償還	2年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等の認定書を金融機関所定の借入申込書に添付し、金融機関へ申込む。
					SN 1～4、6号	1.50	0.88 ③は0.50						
					SN 5、7、8号	1.70	0.76 ③は0.45						
	経営力強化枠	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備資金 運転資金	28,000	1.70		1.40以下	設備7年 運転5年 借換10年 割賦又は一括償還	1年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等の認定書を金融機関所定の借入申込書に添付し、金融機関へ申込む。
					SN 5、7、8号	1.70	0.50						
	事業再生枠	私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画等の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備資金 運転資金	28,000	1.90		0.30	15年 割賦又は一括償還	3年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない		県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。
	原油・原材料等価格高騰対策枠	県内において1年以上事業を営み、製品等に係る売上原価のうち主な原油・原材料等の最近1か月間の仕入単価が前年同期と比較して20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っているものとして、取扱金融機関の確認を受けた方	設備資金 運転資金	4,000	1.50		1.50以下 売上減は1.25以下	10年 割賦又は一括償還	2年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求		県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。
					SN5号	1.50	0.56						
	危機関連枠	経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等に際し、経営の安定に支障を生じていることについて、市町村長の危機関連保証認定を受けた方	設備資金 運転資金	※認定された経済危機等の状況に応じて決定します。									

（3）戦略的意欲的な経営を図るための資金

制度名		融資対象	融資条件		融資条件					申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備考
			資金使途	限度額（万円）	年利率（%）	保証料率（%）	貸付期間	据置期間	担保・保証人			
新事業展開資金	事業革新資金	県内において1年以上事業を営み(⑥～⑩を除く)、かつ、次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の認定又は確認を受けた方 ①「事業転換・多角化」「新市場進出」「海外進出」「第二創業」を行う ②中小企業等経営強化法に基づく計画等の承認を受け、実施する ③あきた企業活性化センターが行う所定の事業の認定・採択を受けた ④商店街振興組合等の整備の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改装等を行う ⑤地域観光振興計画に基づく事業を行う ⑥特許法に基づく特許技術（出願中を含む）を有し、その実用化のための事業を行う ⑦所定の研究機関で共同開発した技術・製品の実用化、生産化のための事業を行う ⑧農商工等連携促進法に基づく計画等の認定を受け、実施する ⑨「環境調和型産業集積支援事業」の認定を受け、当該事業を行う ⑩異なる二者以上の企業者で連携して事業を行う	設備資金 運転資金	10,000 対象⑨は 20,000 対象⑩は 5,000	1.45 SN 1～4、6号 1.25 SN 5、7、8号 1.45	0.60以下 0.70 0.60	10年 割賦又は一括償還	3年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等の認定または確認書を付し、金融機関に申込む。
	賃金水準向上枠	上記の①に該当し、賃金水準向上計画を策定する方		20,000		―						
	創業支援資金	次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業を開始しようとする具体的計画を有している又は事業開始後、5年を経過していない ②事業を営んでいない個人が、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない ③会社が事業を継続しつつ、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない ④事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始後、5年を経過していない 【経営者保証を不要とする全国統一制度対象資金】 ⑤ ②～④に該当する方 （税務申告1期末終了の場合、創業資金の1/10以上の自己資金を要する）	設備資金 運転資金 （不動産取得資金を除く）	3,500	1.45 (創業塾等修了者及び県外から移住後3年以内の者は1.25)	0.60 （対象⑤は0.80）	10年 割賦又は一括償還	3年 （創業支援資金の対象⑤及び女性・若者支援枠の対象②は1年 ※ただし、プロパー融資の利用がある場合は3年）	担保 不要 保証人 必要に応じ徴求 創業支援資金の対象⑤及び女性・若者支援枠の対象②は不要	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等に推薦依頼し、推薦を得た後に、金融機関所定の借入申込書で申込む。
	女性・若者支援枠	①上記①～④のいずれかに該当する女性及び35歳未満の方 【経営者保証を不要とする全国統一制度対象資金】 ②上記⑤に該当する女性又は35歳未満の方		2,500	1.25	― （対象②は0.20）						

（3）戦略的意欲的な経営を図るための資金　※つづき

制度名		融資対象	融資条件		融資条件					申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備考
			資金使途	限度額（万円）	年利率（%）	保証料率（%）	貸付期間	据置期間	担保・保証人			
新事業展開資金	事業承継資金	次のいずれかに該当する方（①～③は商工会議所または商工会の推薦を要する） ①破産等が発生した企業から、事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者であって、事業開始後、1年を経過していない ②事業の全部又は一部を取りやめる企業から、事業の譲渡　を受けて当該事業を行う者であって、事業開始後、1年を経過していない ③事業承継により親族以外の従業員等が代表となり、1年を経過していない法人 ④経営承継円滑化法第12条第1項各号の規定による秋田県知事の認定を受けた会社である中小企業者、個人である中小企業者、中小企業者の代表者、事業を営んでいない個人	設備資金 運転資金	10,000 対象④は20,000	1.45 （事業承継・引継ぎ支援センター支援案件等は1.25） SN 1～4、6号 1.25 SN 5、7、8号 1.45	ー ー ー	10年 割賦又は一括償還	3年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求 対象④のうち、同法第12条第1項第1号ハは不要	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等に推薦依頼し、推薦を得た後に、金融機関所定の借入申込書で申込む。
	経営者保証特別枠 【全国統一制度対象資金】	①次の（1）又は（2）に該当し、かつ、（3）に該当する方 （1）信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 （2）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない法人 （3）下記ア～エまでに定める全ての要件を満たしている法人 ア. 資産超過である イ. EBITDA有利子負債倍率が15倍以内である ウ. 法人･個人の分離がなされている エ. 返済緩和している借入金がない ②経営者円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による秋田県知事の認定を受けており、かつ、上記ウ及びエを満たしている法人	旧債返済 設備運転 （対象②は旧債返済のみ）	200 （対象②は別枠200）	1.45 （中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合は1.25）	ー	10年 割賦又は一括償還	1年	担保 必要に応じ徴求 保証人 不要	既に与信取引のある金融機関に限定		金融機関所定の借入申込書に全国統一制度の所定様式を添付し、直接金融機関に提出する。
	再生可能エネルギー産業参入支援資金	太陽光・風力・水力・地熱発電及びバイオマスエネルギー利用設備を設置、又は同設備に関連する事業を行う中小企業者	設備資金 運転資金	28,000	1.45 SN 5、7、8号 1.45	ー ー	15年 割賦又は一括償還	3年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ		所定の借入申込書に認定通知書等を添付し、金融機関に申込む。
	再生可能エネルギー設備資金	太陽光・風力・水力・地熱発電及びバイオマスエネルギー利用設備を設置し、発電事業を行う中小企業者として知事の認定を受けた者	設備資金	20,000	1.45	1.07	15年 割賦又は一括償還	3年	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求			

（3）戦略的意欲的な経営を図るための資金　※つづき

制度名		融資対象	融資条件		融資条件					申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備考
			資金使途	限度額（万円）	年利率（%）	保証料率（%）	貸付期間	据置期間	担保・保証人			
再建企業特別融資資金	事業再生資金	次の①～④のいずれにも該当する方 ①次の（1）又は（2）のいずれかに該当する （1）再生事件又は更生事件が係属している （2）民事再生法第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた ②再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない ③金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められる ④償還が見込まれる	設備資金 運転資金	20,000	金融機関所定金利	1.20	10年 割賦又は一括償還	ー	担保 必要に応じ徴求 保証人 必要に応じ徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ		金融機関所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。
	再起支援資金	次の①及び②に該当し、かつ、③（1）～（3）のいずれかに該当する方 ①過去に自ら営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有する方、又は過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員だった方 ②上記事業廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に本資金の申込みを行う ③（1）事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業を開始しようとする具体的計画を有している又は事業開始後、5年を経過していない （2）事業を営んでいない個人が、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない （3）事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始後、5年を経過していない	設備資金 運転資金	3,500 （創業支援資金と合わせた額）	金融機関所定金利	0.70	10年 割賦償還	2年	担保 不要 保証人 必要に応じ徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ		金融機関所定の借入申込書等を直接金融機関等に提出する。
賃金水準向上資金 （中小企業特定社債保証）		原則として、県内において1年以上事業を営み、次のいずれかの適債基準を満たし、かつ給与支給総額及び初任給年率平均2．0%増を原則として3年以上実施するための賃金水準向上計画を策定し、取扱金融機関の確認を受けた企業 ①純資産額が5，000万円以上3億円未満であり、自己資本比率が20%以上または純資産倍率が2.0倍以上、かつ使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること ②純資産額が3億円以上5億円未満であり、自己資本比率が20%以上または純資産倍率が1.5倍以上、かつ使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること ③純資産額が5億円以上であり、自己資本比率が15%以上または純資産倍率が1.5倍以上、かつ使用総資本事業利益率が5%以上またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること	設備資金 運転資金	56,000 （最低融資可能額は3,000万円） （保証割合80%の部分保証方式）	金融機関所定金利	ー （取扱金融機関に対する保証料等は別途発生する）	7年 一括償還	ー	担保 原則として、保証金額が2億円を超える場合は徴求 保証人 不要	秋田銀行 北都銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 秋田信用金庫 商工中金		金融機関所定の社債発行申込書等に、賃金水準向上計画書を添付し、直接金融機関等に提出する。

（４）工業立地の促進

<table>
<tr><th rowspan="2">制　度　名</th><th rowspan="2">融　資　対　象</th><th colspan="7">融　資　条　件</th><th rowspan="2">申込受付場所又は経由機関</th><th rowspan="2">取扱金融機関</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>資金使途</th><th colspan="2">限度額</th><th>貸付期間</th><th>据置期間</th><th>年利率%</th><th>保証料%</th><th>担保・保証人</th></tr>
<tr><td>企業立地促進資金</td><td>次の（1）、(2)又は(3)に該当する企業で、資本の額又は出資の総額が１千万円以上の企業
(1)日本標準産業分類(令和5年7月27日総務省告示）に掲げる以下の表に定める業種に属する次のいずれかの企業。
<table><tr><th>業　種</th><th>分類番号</th></tr><tr><td>製造業</td><td>大分類Ｅ</td></tr><tr><td>ソフトウェア業</td><td>391</td></tr><tr><td>倉庫業</td><td>47</td></tr><tr><td>デザイン業</td><td>7261</td></tr><tr><td>機械設計業</td><td>7431</td></tr><tr><td>梱包業</td><td>484</td></tr><tr><td>商品検査業</td><td>7441</td></tr><tr><td>機械等修理業</td><td>901,902</td></tr><tr><td>産業用設備洗浄業</td><td>9292</td></tr><tr><td>産業用機械器具賃貸業</td><td>7021</td></tr><tr><td>電気業</td><td>331</td></tr><tr><td>ガス製造業</td><td>3411</td></tr><tr><td>熱供給業</td><td>351</td></tr><tr><td colspan="2">その他知事が必要と認めた業種</td></tr></table>①誘致企業であって、誘致決定後、原則として３年以内に工場等を建設するもの。
②地場企業であって、当資金に係る事業により雇用者数が増加するもの。

(2)県工業団地を取得する（した）次のいずれかの企業。
①県外企業であって、操業開始後１年以内に従業員１０人以上で、工場集積の拡大を促進できるもの。
②地場企業であって、当該融資に係る事業により雇用者数が増加するもの。

(3)　賃金水準向上計画を有する企業
給与支給総額及び初任給年率平均２．０％増を原則として３年以上融資期間以下実施するための計画を策定し、取扱金融機関の確認を受けたもの。</td><td>秋田県内において、工場等の新増設、又は空き工場等を活用して事業を行うことに係る用地及び設備の取得等に要する費用に充てるための資金、かつ、操業時までの投下固定資産額が１億円（空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは２千万円、ソフトウエア業にあっては１千万円）以上であること。</td><td>一般</td><td>(1)通常
投下固定資産額の５０％又は１０億円（空き工場等の活用の場合は５億円）のいずれか低い額

(2)上乗せ後
投下固定資産額の６０％又は１０億円（空き工場等の活用の場合は５億円）のいずれか低い額
※上乗せ要件は次の①～③のいずれかに該当する場合
①県工業団地を取得する企業
②従業員を１年以内に４０人以上、将来１００人以上の雇用計画のある企業
③操業時までの投下固定資産額が３０億円以上の企業</td><td rowspan="2">１５年
元金均等年賦償還</td><td rowspan="2">２年</td><td rowspan="2">1.15%
（ただし、輸送機関連及びアグリ関連、電気業、賃金水準向上は1.05%）</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">金融機関の定めによる</td><td rowspan="2">産業政策課
団体・金融チーム</td><td rowspan="2">秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合</td><td rowspan="2">関係書類をあっせん申請書に添付して提出。あっせん決定後に金融機関所定の手続きにより金融機関へ申込む）</td></tr>
<tr><td>先端・輸送機・アグリ・電気業・賃金水準向上</td><td>(1)通常
投下固定資産額の６０％又は１０億円のいずれか低い額

(2)上乗せ後
投下固定資産額の７０％又は１０億円のいずれか低い額
※上乗せ要件は一般の①～③及び次の④のいずれかに該当する場合
④高度技術産業集積地域内（秋田市）に新増設または空き工場等を活用して事業を行う先端技術型企業</td></tr>
</table>

２．県の直接貸付制度（中小企業高度化資金貸付事業）

制度名	目的	融資条件							備考
		融資対象者	融資対象施設	限度額	貸付期間	据置期間	年利率%	担保・連帯保証人	
経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループが、新商品・新技術開発や情報の収集・処理・提供を行うための設備等を導入することにより、経営の合理化を図る	経営革新計画承認グループ（共同で事業を行う４人以上のもの）の参加者である中小企業者であって、経営革新承認グループ事業を実施する①一の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00	担保は原則として貸付対象物件 連帯保証人は原則として組合の役員等	返済方法は、 元金均等年賦 金利は固定金利 年利率は、特定の要件に該当する場合は、無利子 融資実行までには、各種手続きがあることから、相当の期間を要する 申込先は、産業政策課
異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループが共同で新商品・新技術開発や情報の収集・処理・提供を行うための設備等を導入することにより、新事業分野の開拓を図る	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ（共同で事業を行う４人以上のもの）の参加者である中小企業者等であって、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する①一の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
下請振興事業計画承認グループ事業	特定下請組合等が、新製品・技術開発等の事業を行うための施設を設置し、経営の合理化を図る	特定下請組合等であって、下請振興事業計画承認グループ事業を実施する①一の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
総合効率化計画認定グループ事業	総合効率化計画認定グループが競争力の強化や消費者需要の多様化に対応するため、共同で輸送、保管、荷さばき、加工などの設備等を導入することにより、流通業務の効率化を図る	総合効率化計画認定グループ（共同で事業を行う４人以上のもの）の参加者である中小企業者等であって、総合効率化計画認定グループ事業を実施する①一の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
施設集約化事業	中小企業者が、共同工場、共同店舗、共同事業場などを設置して施設を集約化し経営の合理化を図る	①事業協同組合、②事業協同小組合、③協同組合連合会、④以上の組合員又は所属員（以下「組合員等」である特定中小事業者、企業組合又は協業組合、⑤協業組合、⑥合併会社、⑦出資会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
共同施設事業	生産、加工、販売、保管、運送、労働環境の改善、商店街環境整備等のための共同施設を設置する	①特定中小企業団体、②特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合、③企業組合、④協業組合	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
設備リース事業	生産の効率化、経営の合理化等を図るために必要な設備を組合が一括購入し、組合員にリース（買取り予約付き賃貸借）する	特定中小企業団体	設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	１年以内	1.00		
企業合同事業	特別の法律の規定に基づく承認等を受けた中小企業者が相互に合併したり出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の利用を図る	①合併会社、②出資会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
集団化事業	市街地に散在する工場・店舗・倉庫等を立地条件の良い区域に移転し、生産工程の協同化、協業化により生産性の向上を図るとともに異業種が連携することにより新商品開発、製販連携、新分野への発展を図る	①事業協同組合、②協同組合連合会、③以上の組合員等たる特定中小企業者、企業組合又は協業組合	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
集積区域整備事業	商店や工場等が集積する区域の一体的な近代化、環境整備を図るとともに、異業種が連携することにより新商品開発、製販連携新分野への発展を図る	①事業協同組合、②協同組合連合会、③商店街振興組合、④商店街振興組合連合会、⑤以上の組合員等たる特定中小事業者、企業組合又は協業組合	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
地域産業創造基盤整備事業	新商品若しくは新技術の開発、需要の開拓、情報の収集・処理・提供その他の事業を行うことを支援するための施設を整備する。	①市町村、②商工会等、③一般社団法人等、④特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
地域産業創造基盤活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備。	①市町村、②商工会等、③一般社団法人等、④特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
商店街整備等支援事業	一の商店街区域或いは一の建物の内部に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するための施設を整備する。	①商工会等、②一般社団法人等、③特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		
商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備。	①商工会等、②一般社団法人等、③特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	３年以内	1.00		

３．秋田県単独機械類貸与事業
（公益財団法人 あきた企業活性化センター所管貸与制度）

（公益財団法人 あきた企業活性化センター：電話０１８－８６０－５６２０）

内　　容	区　　分	貸　与　条　件								備　　考
		貸　与　要　件	限度額(万円)	種　別	貸付期間	据置期間	利率(%)	保証金	担保・保証人	
小規模企業者等の設備取得を容易にするための貸与（割賦販売又はリース）を行います	小規模企業者 常時使用する従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の者 創業者 次に掲げる者 ア．事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（イに掲げるものを除く。） イ．事業を営んでいない個人であって、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ウ．新たに事業を開始した個人（当該事業を開始した日に他の事業を営んでいなかったものに限る。）であって、事業を開始した日以後５年を経過していないもの エ．新たに設立された会社（当該設立の日に他の事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）であって、その設立の日以後５年を経過していないもの	①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設を予定していること ②事業税（県税）を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと	1企業当たり 100～10,000	割　賦	7年以内（設備金額が6,000万円超の場合は10年以内）	0.5年（設備金額が6,000万円超の場合1年も選択可） 半年賦 均等償還	年0.9 ～2.9	割賦価額の10% （2,500万円を超える設備の場合は、2,500万円までの10%に、2,500万円を超える部分の5%を加えた額） リースは保証金なし	原則、法人代表者1名（個人事業者は原則不要） ※保証人の徴求については「経営者保証に関するガイドライン」に沿って判断	申込先は (公財)あきた企業活性化センター
				リース	3～7年	なし 月賦 均等償還	月1.315 ～3.009			
経営革新への取り組みや成長が見込まれる分野における設備投資を行う小規模企業者等に対して、通常より低利で貸与（割賦販売またはリース）を行います		①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設を予定していること ②事業税(県税)を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと (上記以外に以下の要件にあてはまる者) ①中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認又は経営力向上計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ③企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ④商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律に基づく商店街活性化事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ⑤あきた企業応援ファンド事業又はあきた農商工応援ファンド事業助成金の交付決定を受け、当該計画に沿った設備を導入する企業 ⑥県内において成長が見込まれる分野で、次の製品を製造するための設備を導入する企業(※申請時点において、受注がある又は受注が確定しているものに限る) ア 自動車関連部品 イ 航空機関連部品 ウ 医療機器関連部品 エ 太陽光発電、風力発電等新エネルギー関連部品 ⑦ものづくり中核企業創出促進事業において、中核企業候補の認定を受けた企業 ⑧先進的な事業又は新たなビジネスモデルに取り組む企業		割　賦	7年以内（設備金額が6,000万円超の場合は10年以内）	0.5年（設備金額が6,000万円超の場合1年も選択可） 半年賦 均等償還	年0.8 ～2.8			
				リース	3～7年	なし 月賦 均等償還	月1.310 ～3.004			

内　　容	区　　分	貸　　与　　条　　件								備　　考
		貸　与　要　件	限度額(万円)	種　別	貸付期間	据置期間	利率(%)	保証金	担保・保証人	
小規模企業者以外の中小企業者等への貸与（割賦販売またはリース）を行います	小規模企業者以外の中小企業者及び中小企業団体	①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設を予定していること ②事業税（県税）を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと	1企業当たり100～10,000	割　賦	7年以内（設備金額が6,000万円超の場合は10年以内）	0.5年（設備金額が6,000万円超の場合1年も選択可） 半年賦 均等償還	年1.0～3.0	割賦価額の10%（2,500万円を超える設備の場合は、2,500万円までの10%に、2,500万円を超える部分の5%を加えた額） リースは保証金なし	原則、法人代表者1名（個人事業者は原則不要） ※保証人の徴求については「経営者保証に関するガイドライン」に沿って判断	申込先は (公財)あきた企業活性化センター
				リース	3～7年	なし 月賦 均等償還	月1.318～3.015			
経営革新への取り組みや成長が見込まれる分野における設備投資を行う中小企業者等に対して通常の貸与（割賦販売またはリース）より低利で行います。		①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設を予定していること ②事業税（県税）を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと （上記以外に以下の要件にあてはまる者） ①中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認又は経営力向上計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ③企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ④商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律に基づく商店街活性化事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ⑤あきた企業応援ファンド事業又はあきた農商工応援ファンド事業助成金の交付決定を受け、当該計画に沿った設備を導入する企業 ⑥県内において成長が見込まれる分野で、次の製品を製造するための設備を導入する企業（※申請時点において、受注がある又は受注が確定しているものに限る） ア　自動車関連部品 イ　航空機関連部品 ウ　医療機器関連部品 エ　太陽光発電、風力発電等新エネルギー関連部品 ⑦ものづくり中核企業創出促進事業において、中核企業候補の認定を受けた企業 ⑧先進的な事業又は新たなビジネスモデルに取り組む企業		割　賦	7年以内（設備金額が6,000万円超の場合は10年以内）	0.5年（設備金額が6,000万円超の場合1年も選択可） 半年賦 均等償還	年0.9～2.9				
				リース	3～7年	なし 月賦 均等償還	月1.315～3.009			

４．秋田県地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）

（秋田県産業労働部産業政策課：電話018－860－2215）

制度名	目的	融資条件	融資条件							備考
		要件（主なもの）	融資対象者	資金使途	限度額	貸付期間	据置期間	年利率(%)	担保・保証人	
ふるさと融資制度 （地域総合整備資金）	地域の振興・活性化に資する民間事業活動が積極的に展開されるよう、新たに設備投資等を行う事業者に対し、県又は市町村が無利子資金の貸付けを行う制度	民間事業者等が行う事業であることに加え、以下の要件を満たす必要があります。 ①事業地域内において次の新規雇用が確保されること a. 県から融資を受ける場合・・・・・5人以上 （再生可能エネルギー電気事業・市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・環境省が認定する地域脱炭素推進交付金の対象事業・（株）脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業は、1人以上） b. 市町村から融資を受ける場合・・・・1人以上 ただし、設備更新事業でかつ地域への寄与が大きいと認められる場合は、営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。 ②融資下限額が100万円以上であること ③用地取得等の契約後5年以内に営業が開始されること ④公益性や適度の事業収益性等の観点から実施されるものであること	法人形態をとる民間事業者（第3セクターを含む） ※個人や任意組合等の法人格のない団体は対象になりません。	建物 構築物 設備 土地など ※付随費用のみや運転資金は対象になりません。	貸付対象費用から補助金を控除した額の50％以内 ※過疎地域や特別豪雪地帯等・市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・環境省が認定する地域脱炭素推進交付金の対象事業・（株）脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業は60％以内 ※ふるさと融資以外の資金調達において民間金融機関等からの借入金が必要になります。	5年以上 20年以内	5年以内	無利子	民間金融機関等の連帯保証	元金均等半年賦償還 【申込先】 県産業政策課 市町村企画担当課 ※ふるさと融資借入予定金額が、原則20億円超の場合は県、20億円以下の場合は市町村への相談・申請となります。

5 政府系金融機関の融資制度

（1）株式会社 日本政策金融公庫 中小企業事業

（株式会社日本政策金融公庫 秋田支店 中小企業事業：電話018－832－5511）

制度名	ご利用いただける方	融資条件						
		資金使途	限度額	貸付期間	（うち据置期間）	年利率%	担保・保証人	備考
新企業育成貸付［新事業育成資金］	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の1～3のすべてに当てはまる方 1.新たな事業を事業化させておおむね7年以内の方 2.次のいずれかに当てはまる方 イ 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方 ロ 技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業（※）を行う方 3.当公庫 中小企業事業が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方 ※次のいずれかの事業が対象となります。 ・既に他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する指定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する特定新技術補助金等（科学技術基本法等の一部を改正する法律による改正前の中小企業等経営強化法に規定する特定補助金等及び廃止前の新事業創出促進法に規定する特定補助金等を含む。）または地方公共団体の技術開発に係る補助金の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業 ・中小企業等経営強化法に定める要件を満たす新規中小企業者が行う事業 ・国の認定を受けて、国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組む事業	新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金等を含みます。	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	（うち据置期間） 5年以内） （うち据置期間） 2年以内）	「ご利用いただける方」2のイの方 特別利率②（上限2.5%）。ただし、次のいずれかに当てはまる方は特別利率③（上限2.5%） ・「ご利用いただける方」2のロに当てはまる方 ・「新事業活動促進資金」の「ご利用いただける方」1～3、6および7 「ご利用いただける方」2のロの方 特別利率③（上限2.5%） 特別利率②（上限2.5%） 特別利率①（上限2.5%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・ソフトウェア、特許権等の知的財産についても担保としてご活用いただける場合があります。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
新企業育成貸付［女性、若者／シニア起業家支援資金］	女性、または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	「ご利用いただける方」が必要とする設備資金（開業費等資産計上される資金を含む）および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	（うち据置期間） 2年以内） （うち据置期間） 2年以内）	2億7千万円まで（土地に係る資金を除く）特別利率① ただし、技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業（注）であって、一定の製品化及び売上が見込めるものに係る資金（土地にかかる資金は除く）特別利率③、特別利率② 新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧：地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金を含む。）を活用した起業支援金および移住支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする方または新規開業した方が必要とする資金（土地に係る資金は除く）については特別利率③ 起業支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする方または新規開業した方が必要とする資金（土地に係る資金は除く）については特別利率② 2億7千万円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 （注）次のいずれかの事業が対象となります。 ・既に他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する指定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する特定新技術補助金等（科学技術基本法等の一部を改正する法律による改正前の中小企業等経営強化法に規定する特定補助金等及び廃止前の新事業創出促進法に規定する特定補助金等を含む。）または地方公共団体の技術開発に係る補助金の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業 ・中小企業等経営強化法に定める要件を満たす新規中小企業者が行う事業 ・国の認定を受けて、国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組む事業	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
新企業育成貸付［再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）］	新たに開業する方または開業後おおむね7年以内の方で、次のすべてに該当する方 1.廃業歴等を有する個人または廃業歴などを有する経営者が営む法人であること 2.廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込みなどであること 3.廃業の理由・事情がやむを得ないものなどであること	「ご利用いただける方」が必要とする設備資金及び長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	（うち据置期間） 2年以内） （うち据置期間） 2年以内）	基準利率 ただし、技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業（注）であって、一定の製品化及び売上が見込めるものに係る資金（土地に係る資金は除く）については、2億7千万円まで特別利率③、特別利率②、特別利率① 女性、若年者（35歳未満）または高齢者（55歳以上）が必要とする資金（土地にかかる資金を除く。）については、2億7千万円まで特別利率① 2億7千万円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 （注）次のいずれかの事業が対象となります。 ・既に他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する指定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する特定新技術補助金等（科学技術基本法等の一部を改正する法律による改正前の中小企業等経営強化法に規定する特定補助金等及び廃止前の新事業創出促進法に規定する特定補助金等を含む。）または地方公共団体の技術開発に係る補助金の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業 ・中小企業等経営強化法に定める要件を満たす新規中小企業者が行う事業 ・国の認定を受けて、国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組む事業	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	

制度名	ご利用いただける方	融資条件						備考
		資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人	
新企業育成貸付 [スタートアップ支援資金]	次のすべてに当てはまる方 1.事業計画書を策定し、事業の成長を図ること 2.次のいずれかに該当すること （1）次の いずれかから出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けている方（見込まれる方を含む。）およびその100%出資子会社 イ　一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等 ロ　独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合等 ハ　株式会社産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等 （2)J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された方およびその100%出資子会社	「ご利用いただける方」が必要とする設備資金及び長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 20億円	設備資金 20年以内 運転資金 20年以内	(うち据置期間 10年以内） (うち据置期間 10年以内）	「ご利用いただける方」2の（1）の方　特別利率②（上限2.5%） 「ご利用いただける方」2の（2）の方　特別利率②（上限2.5%）、基準利率（上限2.5%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・本制度は無保証人となります。 ・お申込み企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、必要な資金を無担保で供給する仕組み（新たに発行される普通社債の取得又は融資のいずれかによります）もあります。	
新企業育成貸付 [新事業活動促進資金]	次のいずれかに当てはまる方 1.＜経営革新関連＞ 中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事などより経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方(特定事業者（注)を含む） 2.＜経営向上計画関連＞ 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 3.＜基盤確率事業実施関連＞ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第2条第5項第3号又は第4号の事業を行う方のうち、同法に定める基盤確立事業実施計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 4.＜経営強化関連＞ 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更認定を含む）を受けた方(特定事業者（注)を含む） 5.＜第二創業関連＞ 1～4に該当しない方で新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新事業進出）を図る方または第二創業後おおむね5年以内の方 （注）中小企業等経営強化法に定める特定事業者をいいます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。	当該事業を行うために必要とする設備資金および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。 「ご利用いただける方」5に該当する方については、既存事業の全部または一部を廃止するための資金、およびこれに伴う債務の返済資金を含みます。	直接貸付 14億4千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	（うち据置期間 2年以内） （うち据置期間 2年以内）	「ご利用いただける方」1、3の方 5億4千万円まで（土地に係る資金を除く）特別利率② 5億4千万円超　基準利率 「ご利用いただける方」2の方 基準利率　ただし、事業計画を策定したことがない方が認定経営革新等支援機関または公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画書を策定し経営向上を図る場合については、5億4千万円まで（土地に係る資金を除く）基準利率−0.2% 「ご利用いただける方」4の方 基準利率　ただし、設備資金（土地に係る資金を除く）については5億4千万円まで特別利率② 「ご利用いただける方」5の方 5億4千万円まで（土地に係る資金及び債務の返済資金を除く）特別利率① 5億4千万円超　基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
新企業育成貸付 〔中小企業経営力強化資金〕	次のいずれかに当てはまる方 1.次のすべてに当てはまる方 （1）経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする方 （2）事業計画書を策定し、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方 2.次のすべてに当てはまる方 （1）「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を完全に適用している方または適用する予定である方 （2）事業計画書を策定する方 3.独立行政法人中小企業基盤整備機構によるハンズオン支援を受けている方 4.取引金融機関の支援を受けて経営者保証免除計画を策定し、経営改革に取り組む方	「ご利用いただける方」1または2の方が、事業計画の実施のために必要とする設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」3の方が、経営課題の解決に取り組むために必要とする設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」4の方が、経営改革に取り組むために必要とする設備資金及び長期運転資金 なお、長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内） (うち据置期間 2年以内）	「ご利用いただける方」1の方　基準利率 ただし、次のすべてに当てはまる方は、2億7千万円まで特別利率① （1）「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を完全に適用している方または適用する予定である方 （2）「当面6ヵ月程度の資金繰り予定表」及び「部門別収支状況表」を含んだ事業計画書を策定している方 「ご利用いただける方」2の方　基準利率 「ご利用いただける方」3、4の方　2億7千万円まで特別利率①、2億7千万円超基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	

制度名	ご利用いただける方	融資条件						備考
		資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人	
企業活力強化貸付 [企業活力強化資金]	次のいずれかに該当する方 1.卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など 2.中心市街地関連地域(大規模店関連地域の一部及び中心市街地等)において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業並びに不動産賃貸業(中心市街地活性化法第15条第1項各号に規定する者などに限る。)を営む方 3.中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業および同法第7条第10項第1号に掲げる事業のいずれかの事業を実施する方 4.中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む方またはこれらの方で構成された事業協同組合など 5.下請中小企業振興法の規定に基づき特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する方 6.取引先に対する支払条件の改善に取り組む方 7.親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小または発注内容の見直しに伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方 8.空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画を策定している市町村(空家等対策計画において対策として除去のみを定めている市町村は除く。)の区域内において、一定の空室が生じている老朽化した賃貸用不動産の改修を行う不動産賃貸業を営む方 9.地域再生法に規定する商店街活性化促進区域において商店街活性化促進事業計画に基づき卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方またはこれらの方で構成される事業協同組合などであって空き店舗を利用して事業を実施する方 10.卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方またはこれらの方で構成された事業共同合組合などであって、キャシュッレス決済の導入により生産性の向上を図る方 11.輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	「ご利用いただける方」1の方が、次のa～dのいずれかの事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金ならびにeの事業を行うために必要な長期運転資金 「ご利用いただける方」2、4または9の方が、次のa～dおよびfのいずれかの事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 対象事業 a. 合理化、共同化を図るための設備の取得 ・場内運搬車、コンベア、コンテナ、パレットなどの仕入配送・運搬用設備 ・ラック設備、空調設備、消防・防犯設備などの保管設備 ・自動包装、梱包設備、ラベルマシン、調理台、冷蔵・冷凍ケースなどの前処理・販売用設備 ・POS、電子計算機、複写機などの事務処理設備 ・店舗、共同従業員宿舎、共同給食施設、共同教育訓練施設、駐車場など b. セルフサービス店の取得 ・場内運搬車、自動包装設備、調理機械、冷蔵庫、ゴンドラケース、消防・防犯設備、建物など c. 集配センターの取得(卸売業者に限る) ・場内運搬車、コンベア、コンテナ、パレット、販売前処理設備、冷蔵庫、POS、電子計算機、配送車両、建物など d. ショッピングセンターへの入居(卸売業者を除く) ・場内運搬車、コンベア、自動包装設備、冷蔵庫、ゴンドラケース、POS、電子計算機、自動販売機など e. 販売促進・人材確保 ・販売促進または人材確保の実施のために必要とする1年間の費用 f. 新分野への進出(次のいずれかに該当する事業) ・これまでとは異なる業種に属する事業 ・これまでとは異なる商品の取扱い(例：スーツ等高級品を扱っていた婦人服小売業の方がカジュアル製品を取り扱う場合) ・これまでとは異なる販売方法の実施(例：対面販売の酒類小売業の方がディスカウント販売を行う場合) 「ご利用いただける方」6または7に該当する方が必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」8の方が、「パートナーシップ構築宣言」に記載された方針に基づく取組を実施するために必要な設備資金および運転資金 「ご利用いただける方」3または5の方が、認定計画の実施のために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」10の方が、キュッシュレス決済に対応するために必要な長期運転資金 「ご利用いただける方」11の方が、流通業務の効率化、合理化または共同化を図るために必要とする設備資金および長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	「ご利用いただける方」1の方 設備資金　2億7千万円まで(土地に係る資金は除く)特別利率① (一定の要件を満たす商店街の空き店舗へ出店するために必要な資金および地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合などの地区において事業を行うために必要な資金については、2億7千万円を限度として、特別利率②)、2億7千万円超 基準利率 運転資金　基準利率 「ご利用いただける方」2の方　2億7千万円まで 特別利率②、特別利率①、2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」3の方　特別利率③ 「ご利用いただける方」4の方　2億7千万円まで 特別利率③、2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」5の方　2億7千万円まで(土地に係る資金は除く) 特別利率①、2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」6の方　基準利率　ただし、手形を完全現金化する方または手形サイトを60日以内に短縮化する方が必要とする資金については2億7千万円まで特別利率① 「ご利用いただける方」7の方　基準利率　ただし、脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方が必要とする資金については、2億7千万円まで特別利率① 「ご利用いただける方」8の方　2億7千万円まで特別利率①、2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」9の方　2億7千万円まで特別利率②、2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」10の方　2億7千万円まで特別利率①、2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」11の方 設備資金　2億7千万円まで(土地に係る資金を除く)特別利率①(総合効率化計画の認定を受けた方は、特別利率③)、2億7千万円超 基準利率 運転資金　基準利率 ※なお、融資利率は信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	

制度名	ご利用いただける方	融資条件						
		資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人	備考
企業活力強化貸付 [IT活用促進資金]	次のいずれかに当てはまる方 1.情報技術(IT)の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方で、次のいずれかに当てはまる方 A. 情報技術(IT)を活用した効果的な企業内業務改善および企業内の情報交換など業務の高度化を行う方 B. 他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方 C. 企業内業務の情報技術(IT)の水準を取引先など企業外の情報技術(IT)の水準に合わせようとする方 D. 情報技術(IT)の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方 E. A～Dを組み合わせるなど、情報技術(IT)などを高度に活用する方 2.中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた情報処理支援機関 3.特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた方または特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた方 4.特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく特定半導体生産施設整備等計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方 5.テレワークの導入等を行う方	「ご利用いただける方」1または5の方 次の設備を取得するための設備資金および長期運転資金 1.電子計算機(ソフトウェアを含みます。)(※) 2.周辺装置(電子計算機本体と組み合わせて使用するモデムなどの通信装置など) 3.端末装置(多機能情報端末など) 4.被制御設備:高度数値制御加工装置(CNC)、多軸産業用ロボット装置など 5.関連設備:LANケーブルやゲートウェイ装置など 6.関連建物・構築物(上記装置、設備の導入と併せてその取得に必要不可欠なもの) 「ご利用いただける方」2の方 中小企業等経営強化法に定める情報処理支援業務を行うために必要な設備資金(ソフトウェア含む)および長期運転資金 「ご利用いただける方」3の方 認定開発供給計画または認定導入計画を実施するために必要とする設備資金(土地にかかる資金を除く。)および長期運転資金 「ご利用いただける方」4の方 認定特定半導体生産施設整備等計画を実施するために必要とする設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」1～5の方の長期運転資金には以下のものを含みます。 ・設備などを賃借するために必要な資金 ・ソフトウェアの取得、制作および運用に必要な資金など ・建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金 (※)「電子計算機」については、単体で導入する場合はご融資の対象となりません。(1～5の設備との連携を図るために導入する場合などにご融資の対象となります。)	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	設備資金 「ご利用いただける方」1の方　基準利率 ただし、次の要件を満たす場合は、それぞれに定める利率 (A)DX推進指標を活用し、その診断結果を経済産業省が指定する方法で同省が指定する機関に提出している方については、2億7千万円まで基準利率－0.2% (B)中小企業等経営強化法の規定に基づき認定を受けた情報処理支援機関または情報処理の促進に関する法律に基づくDX認定制度の認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方については、2億7千万円まで特別利率② (C)産業競争力強化法の規定に基づき認定を受けた技術等情報漏えい防止措置認証機関から、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準に基づく認証を受けた方が必要とする設備資金については、2億7千万円まで特別利率① 「ご利用いただける方」2の方 2億7千万円まで　特別利率② 2億7千万円超　　基準利率 「ご利用いただける方」3の方 2億7千万円まで　特別利率③ 2億7千万円超　　基準利率 「ご利用いただける方」4の方 2億7千万円まで(土地にかかる資金を除く)　特別利率③ 2億7千万円超　　基準利率 「ご利用いただける方」5の方 2億7千万円まで　特別利率① 2億7千万円超　　基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、ご利用いただける方の1、2または5の方であって、資金のお使いみちが無形固定資産または繰延資産に計上される資産の場合で、担保を徴しない場合には、利率の引き下げ措置があります。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
企業活力強化貸付 [地域活性化・雇用促進資金]	1.過疎地域、半島地域、離島地域、振興山村、特別豪雪地帯などにおいて3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 2.過疎地域を含む広域市町村圏内の非過疎市町村または過疎地域に隣接する非過疎市町村において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 3.農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 4.上記以外の地域(雇用創出効果が2名以下の場合は上記地域を含む)において2名以上(特定業種(※1)、従業員20名以下の企業、女性、若年者(35歳未満)もしくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合、または福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村で雇用する場合は1名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方(※2) 5.福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村で雇用を行う場合は1名以上の雇用を行う方、または　福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方 6.地域再生法に基づく認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方 7. 地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方(特定事業者(※3)またはみなし特定事業者(※4)を含む。) 8.本社を地方自治法に規定する特別区から地方に移転する方または店舗・事務所等を地方に新設もしくは増設する方(ただし、従業員10名以下の方は地方で新たに1名以上、従業員11名以上20名以下の方は地方で新たに2名以上、従業員21名以上の方は、地方で新たに3名以上の若年者(35歳未満)を雇用する方に限る。) 9.まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略または市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方 ※1特定業種:中小企業信用保険法に定める特定業種 ※2社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。　※3地域未来投資促進法に定める特定事業者をいいます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。 ※4地域経済牽引事業計画の申請時に地域未来投資促進法に定める特定事業者であって、同計画の実施期間中に特定事業者でなくなった企業。	「ご利用いただける方」1～4の方 雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」5の方 事業を行うために必要な長期運転資金 「ご利用いただける方」6の方 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画等に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」7の方 承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」8および9の方 事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 長期運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	「ご利用いただける方」1の方 ・設備資金　2億7千万円まで特別利率③、2億7千万円超5億4千万円まで特別利率①、5億4千万円超 基準利率 ・長期運転資金　基準利率 「ご利用いただける方」2および3の方 ・設備資金　2億7千万円まで特別利率②、2億7千万円超5億4千万円まで特別利率①、5億4千万円超　基準利率 ・長期運転資金　基準利率 「ご利用いただける方」4の方 ・設備資金 2億7千万円まで特別利率①、2億7千万円超　基準利率 ・長期運転資金 基準利率 「ご利用いただける方」5の方 特別利率①ただし、福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において雇用調整助成金にかかる実施計画の届出が受理された方については、特別利率② 「ご利用いただける方」6の方 ・設備資金 2億7千万円まで特別利率③、2億7千万円超 基準利率 ・長期運転資金 基準利率 「ご利用いただける方」7の方 ・設備資金　2億7千万円まで特別利率①(ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③(みなし中小企業者については、特別利率②))、2億7千万円超 基準利率 ・長期運転資金 基準利率 「ご利用いただける方」8および9の方 2億7千万円まで　特別利率①、2億7千万円超　基準利率 ・「ご利用いただける方」1に該当する方については、設備投資額が、事業用固定資産の30%以上を占める場合は、4億円まで特別利率③、4億円超6億7千万円まで特別利率①、2、3の方について同様の場合は、4億円まで特別利率②、4億円超6億7千万円まで特別利率①、4の方について同様の場合は、4億円まで特別利率① ・2の方が2億7千万円(上記に該当する場合は4億円)を超えて特別利率の適用を受ける場合は、一定の要件を満たす必要があります。 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

制度名	ご利用いただける方	融資条件						備考
		資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人	
企業活力強化貸付〔観光産業等生産性向上資金〕	卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかにおいて、観光に関する事業を行う方またはこれらの方で構成された事業協同組合などであり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方(※) (注)新たに観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象になりません。	事業計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	2億7千万円まで　特別利率①ただし、中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定し、過疎地域において、当該計画を実施する場合については、特別利率② 2億7千万円超　　基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
企業活力強化貸付[働き方改革推進支援資金]	1.非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む方 2.事業場内最低賃金の引上げに取り組む方 3.従業員の長時間労働の是正に取り組む方 4.次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(※)および同法第13条または第15条の2に基づく認定を受けた方 5.女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といいます。)に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(※)および同法第9条または第12条に基づく認定を受けた方 6.青少年の雇用の促進などに関する法律に基づく認定を受けた方 7.障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方 8.外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方 9.健康経営優良法人の認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方 10.雇用する従業員のリスキリングに取り組む方(人材開発支援助成金を受けてから概ね1年以内の方) 11.非正規雇用労働者の正社員化に取り組む方(キャリアアップ助成金(正社員化支援コースに限ります。)を受けてから概ね1年以内の方) (※)各法に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除きます。 「ご利用いただける方」1～5、7～9の方については、社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。(次世代育成支援対策推進法に基づく認定または女性活躍推進法に基づく認定を受けた方を除きます。)	働き方改革実現計画を実現するために必要な設備資金および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	「ご利用いただける方」の1に該当する方　2億7千万円まで特別利率①ただし、非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額する場合は、2億7千万円まで特別利率②、2億7千万円超　基準利率 「ご利用いただける方」の3に該当する方　2億7千万円まで特別利率①ただし、勤務間インターバル制度を新たに導入する場合は、2億7千万円まで特別利率②、2億7千万円超　基準利率 「ご利用いただける方」の4に該当する方　2億7千万円まで特別利率①ただし、次の要件に当てはまる方はそれぞれ定める利率 (A)次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた方(※1)または同法第15条の2に基づく認定を受けた方(※2)は、2億7千万円まで特別利率② (B)同法第15条の2に基づく認定を受けた方(※1)は、2億7千万円まで特別利率③ 「ご利用いただける方」の5に該当する方　2億7千万円まで特別利率①ただし、次の要件に当てはまる方はそれぞれ定める利率 (A)女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けた方(※1)または同法第12条に基づく認定を受けた方(※2)は、2億7千万円まで特別利率② (B)同法第12条に基づく認定を受けた方(※1)は、2億7千万円まで特別利率③、2億7千万円超　基準利率 「ご利用いただける方」の6に該当する方　2億7千万円まで特別利率②、2億7千万円超　基準利率 「ご利用いただける方」の2,8,10または11に該当する方　2億7千万円まで特別利率①、2億7千万円超　基準利率 「ご利用いただける方」の7に該当する方　2億7千万円まで特別利率①ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律第77条に基づく認定を受けた方は特別利率②、2億7千万円超　基準利率 「ご利用いただける方」の9に該当する方　2億7千万円まで特別利率①ただし、健康経営優良法人のうちホワイト500またはブライト500の認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方は特別利率②、2億7千万円超　基準利率 (※1)各法に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除きます。 (※2)各法に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方に限ります。 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
企業活力強化貸付[海外展開・事業再編資金]	次の1、2または3のいずれかに該当する方 1.経済の構造的変化などに適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の(1)～(3)の全てに該当する方 (1)開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること (2)本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること (3)経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当すること (ア)取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること (イ)原材料の供給事情により、海外進出をすること (ウ)労働力不足により、海外進出をすること (エ)国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開すること 2.海外における経済の構造的変化などに適応するために次の(1)および(2)を満たす方 (1)海外直接投資に係る海外展開事業を再編(全部又は一部を移転または廃止することを含む。)することが、経営上必要であること (2)本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること 3.海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方	当該事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む(※)) なお、ご利用いただける方2に掲げる方が必要とする長期運転資金には海外展開事業の再編(全部又は一部を移転または廃止することを含む。)のための資金およびこれに伴う債務の返済資金を含みます。 (※)転貸資金の詳細な取扱いについては、各支店の窓口までお問い合わせください。	直接貸付 14億4千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内 ただし、海外企業への転貸資金であって、進出国の資本規制により事業者が転貸資金を長期間にわたり回収できない場合その他真にやむを得ない事情がある場合に限り、以下のご返済期間が適用されます。 設備資金 20年以内 (うち据置期間 5年以内) 運転資金 10年以内 (うち据置期間 5年以内)	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	基準利率(上限2.5%) ただし、ご利用いただける方1に掲げる方が必要とする資金であって、日本と経済連携協定(EPA)または自由貿易協定(FTA)を発効または署名している国において海外展開事業を行う方については、4億円を限度として特別利率②(上限2.5%) 海外展開事業の利益率や本邦内の雇用維持等、一定の要件を満たす場合は、4億円を限度として、特別利率②(上限2.5%) 海外直接投資(追加投資を含む。)を行う方であって、海外企業を買収するために必要とする資金については、4億円を限度として特別利率①(上限2.5%) クールジャパンの推進に資する事業を行う方であって、一定の要件を満たす場合は、4億円を限度として、特別利率①(上限2.5%) 海外展開事業(海外直接投資(追加投資を含む)を除く。)を新たに行う方(開始してから5年以内の方を含む。)について、4億円を限度として特別利率①(上限2.5%) 海外知的財産権を活用した海外展開事業(海外知的財産権の取得費用を除く。)を行う方については、4億円を限度として特別利率①(上限2.5%) 日本と経済連携協定(EPA)または自由貿易協定(FTA)を発効または署名している国において海外展開事業を行う方で、クールジャパンの推進に資する事業を行う方、または、海外展開事業(海外直接投資(追加投資を含む)を除く。)を新たに行う方(開始してから5年以内の方を含む。)のうち、「新規輸出1万者支援プログラム」に登録している方については、4億円を限度として特別利率③(上限2.5%) また、ご利用いただける方2に掲げる方が必要とする資金は4億円を限度として、特別利率①(上限2.5%) ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引き下げ措置があります。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。 本資金は、外貨(米ドル)でご融資する制度を取り扱っております。制度の詳細につきましては各支店の窓口までお問い合わせください。

制度名	ご利用いただける方	融資条件						備考
		資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人	
企業活力強化貸付 [海外展開・事業再編資金(クロスボーダーローン)]	次の1～3のいずれかに当てはまる方(※1) 1.中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者(※2)の海外現地法人 2.中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人 3.地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者またはみなし特定事業者(※3)の海外現地法人 ご利用いただける国・地域 タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピンまたはメキシコ(※4) 利用いただける通貨 日本円または米ドル (※1)ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要となります。詳しくは、日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。 (※2)特定事業者:中小企業等経営強化法または地域未来投資促進法に定める特定事業者をいいます。詳しくは、日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。 (※3)地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業。 (※4)タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピンまたはメキシコに本社及び主たる事務所が所在する海外現地法人が対象となります。なお、香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件がございます。	承認等計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金等を含みます。	14億4千万円	設備資金 20年以内(※) 運転資金 7年以内 (※)米ドルの場合は、貸付期間が15年以内(うち据置期間2年以内)となります。	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	4億円まで特別利率③ 4億円超　基準利率(※) ※なお、信用リスク、融資期間及び担保の有無に応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 (※)米ドルの場合は、貸付期間に応じて所定の利率が加算されます。	・国内親会社(特定事業者またはみなし特定事業者)の連帯保証が必要となります。	
企業活力強化貸付 〔事業承継・集約・活性化支援資金〕	次の1～5のいずれかに当てはまる方 1.中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含む。)と共に事業承継計画を策定している方 2.安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3.事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取り組みを図る方(第二創業または新たな取り組み後、おおむね5年以内の方を含む) 4.中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人 5.事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方	「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」の2に当てはまる方が、事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金(事業を承継・集約される方に対する転貸資金を含む。) 「ご利用いただける方」の3に当てはまる方が、当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」の4に当てはまる方が、事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金であって、中小企業経営承継円滑化法施行規則に定める資金 「ご利用いただける方」の5に当てはまる方が、金融機関との取引状況の変化に伴い必要な長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 14億4千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	(うち据置期間 5年以内) (うち据置期間 5年以内)	「ご利用いただける方」の1に当てはまる方 8億円まで　特別利率①(上限2.5%) ただし、認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を実施する場合(現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。)については　特別利率②(上限2.5%) 8億円超　基準利率(上限2.5%) 「ご利用いただける方」の2に当てはまる方 基準利率(上限2.5%)ただし、次の要件を満たす場合は、8億円まで　それぞれに定める利率(上限2.5%)、8億円超 基準利率(上限2.5%) (A)事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより、事業を承継・集約する方および当該事業を承継・集約される方(付加価値向上計画を作成し、同計画書において新たな雇用が見込まれる方に限る。)であって、次の要件を満たす場合は、それぞれに定める利率 ①事業を集約・承継する方の最近における付加価値額が前期に比して増加している場合は、特別利率① ②付加価値向上計画が、支援機関等の支援を受けて作成されている場合は、特別利率② (B)後継者不在などにより事業承継が困難となっている方から事業を承継する方および当該事業を承継される方については、特別利率①(※) (C)社会的な要因により一定の要件に該当し、事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方および当該事業を承継・集約される方については、特別利率①(※) (D)次のいずれかに該当する方については、特別利率① ①株主等から自己株式又は事業用資産の取得等を行う法人の方 ②事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主)の方で、前個人事業主の退任などの事由が発生してから5年以内の方 ③事業会社の株式または事業用資産を取得する持株会社及び当該事業会社 (E)産業競争力強化法に基づき認定された特別事業再編計画を実施するために必要な資金については、特別利率③ (※)小規模事業者または主要な取引先から事業を承継する方および当該事業を承継・集約される方については、特別利率② 「ご利用いただける方」の3に当てはまる方　8億円まで　特別利率②(上限2.5%) ただし、産業競争力強化法に基づき認定された特別事業再編計画を実施するために必要な資金については、特別利率③(上限2.5%)、8億円超　基準利率(上限2.5%) 「ご利用いただける方」の4に当てはまる方　8億円まで　特別利率①(上限2.5%)ただし、付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は、特別利率②(上限2.5%)、8億円超　基準利率(上限2.5%) 「ご利用いただける方」の5に当てはまる方　基準利率(上限2.5%) ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、資金のお使いみちが株式等(のれん代を含む。)の場合であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
企業活力強化貸付 [SDGs推進資金]	SDGsの推進に資する事業に取り組む方であり、かつ、民間金融機関との協調支援体制が構築されている方	SDGs推進計画に取り組むために必要とする設備資金及び長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	

制度名	ご利用いただける方	融資条件						備考
		資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人	
企業活力強化貸付 [省力化支援資金]	次のいずれかに該当する補助金等の交付決定を受けた方 (1)中小企業省力化投資補助事業 (2)中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金	省力化に取り組むために必要な設備資金および長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 14億4千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	5億4千万円まで　基準利率ー0.65% 5億4千万円超　　基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
環境・エネルギー対策貸付 [BCP資金]	次のいずれかに当てはまる方 1.自ら策定したBCPなど※に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方 ※自然災害の他、感染症またはサイバー攻撃にかかる対策の観点から策定され、かつ、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。 (1)平成18年2月に中小企業庁が公表した「中小企業BCP策定運用指針」に則り作成した事業継続計画(BCP)および事業継続管理(BCM)。 なお、同指針において作成することが必須とされている事項については、すべて記載する必要があります。 (2)中小企業等経営強化法に規定する事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画のうち認定(変更認定を含む。)を受けた計画。 2.中小企業等経営強化法に定める大企業者であって、同法に基づき連携事業継続力強化計画の認定(変更認定を含む。)を受けた認定連携事業継続力強化を行う方(認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、同法に定める区域内又は地域内に事業所を有し又は有する事業者と共同で、認定連携事業継続力強化の実施をするものに限る。) (詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。)	「ご利用いただける方」1の方が、BCPなどに基づき、防災に資する施設などの整備(改善および改修を含む)を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」2の方が、認定連携事業継続力強化計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	「ご利用いただける方」の1に該当する方 設備資金　4億円まで特別利率②(土地に係る資金を除く(※))ただし、次の資金については4億円までそれぞれに定める利率 (1)建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修などにかかる資金については特別利率③(土地に係る資金を除く(※)) (2)中小企業等経営強化法に規定する事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画のうち認定(変更認定を含む。)を受けた計画にかかる資金については特別利率③ 4億円超　基準利率 運転資金　基準利率 「ご利用いただける方」の2に該当する方 設備資金　連携事業継続力強化計画のうち認定(変更認定を含む。)を受けた計画にかかる資金については4億円まで特別利率③、4億円超　基準利率 運転資金　基準利率 (※)地方公共団体の防災業務計画に則り、地域と連携したBCPに基づく場合または一定の要件を満たす地域から移転する場合は、土地に係る資金について、特別利率②または③の対象となります。 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
環境・エネルギー対策貸付 [環境・エネルギー対策資金:非化石エネルギー関連]	非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方	「ご利用いただける方」に該当する方が、非化石エネルギーを導入する施設を取得(改造、更新を含む。)するために必要な設備資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	20年以内	(うち据置期間 2年以内)	基準利率 ただし、4億円を限度として下記1の設備を取得する場合、特別利率② 4億円を限度として下記2の設備を取得する場合、特別利率① ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 特別利率対象設備 1.非化石エネルギーの場合 ・発電設備(風力、地熱・水力およびバイオマスエネルギーに限る) ・熱利用設備(温度差エネルギー、バイオマスエネルギーおよび雪氷に限る) ・燃料製造設備(バイオマスエネルギーに限る) 2.非化石エネルギー ・発電設備(太陽光(発電出力10kW以上の自家消費型発電設備)に限る) ・熱利用設備(地中熱および太陽熱に限る)	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
環境・エネルギー対策貸付 [環境・エネルギー対策資金:大気汚染関連、アスベスト関連]	1.＜大気汚染関連＞ ・ばい煙、揮発性有機化合物等大気汚染の原因となる特定物質を排出する方 2.＜アスベスト関連＞ ・大気汚染防止法に規定する特定粉じん(以下「アスベスト」という。)を発生または飛散させる方(既存建築物における吹付けアスベストなどの除去、封じ込めまたは囲い込みを行う方およびアスベスト廃棄物の処理を行う方を含む。)	設備資金 1.「ご利用いただける方」の1に該当する方が、特定の公害防止施設等を取得するために必要な設備資金 貸付対象設備 ・集じん・除じん装置 ・洗浄・中和・吸着・還元装置 ・燃焼改善施設 ・測定分析装置 ・吸着、分解または分離装置 ・密閉または被覆施設 ・蒸気変換装置 2.「ご利用いただける方」の2に該当する方が、アスベストの発生または飛散の防止のために必要と認められる設備資金および長期運転資金(アスベストを処理する場合に限ります。)(「資金のお使いみち」3に該当する方を除きます。) 3.「ご利用いただける方」の2に該当する方が、既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みを行うために必要とする設備資金および長期運転資金(アスベストを処理する場合に限ります。) ※2及び3の長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	1.「ご利用いただける方」の1に該当する方 設備資金　4億円まで特別利率③、4億円超 基準利率 2.「ご利用いただける方」の2に該当する方 設備資金　4億円まで特別利率②、4億円超 基準利率 長期運転資金　特別利率② ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、「ご利用いただける方」の2に該当する方であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	

制度名	ご利用いただける方	融資条件						備考
		資金使途	限度額	貸付期間	（うち据置期間）	年利率%	担保・保証人	
環境・エネルギー対策貸付 [環境・エネルギー対策資金：水質汚濁関連]	＜水質汚濁関連＞ 1.汚水、廃液など水質汚濁の原因となる特定物質を排出する方 2.有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置する方、または水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の際に、すでにこれらの施設を設置している方	設備資金 特定の水質汚濁防止設備を取得するために必要な設備資金 貸付対象設備 ・沈でん・浮上装置 ・油水分離装置 ・汚泥処理装置 ・ろ過装置 ・洗浄・冷却装置 ・中和装置 ・貯留装置 ・吸着処理装置 ・濃縮・燃焼装置 など	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内	（うち据置期間 2年以内）	設備資金　4億円まで特別利率②、4億円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
環境・エネルギー対策貸付 [環境エネルギー対策資金：産業廃棄物処理、抑制、利用、プラスチック関連]	＜廃棄物処理・抑制・利用関連＞ 1.産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う方 2.廃棄物の排出を抑制するために必要な施設を整備する方、または廃棄物、使用済み物品などまたは副産物を原材料として利用するために必要な設備を設置する方 ＜プラスチック関連＞ 3. プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料を製造するために必要な施設を整備する方またはプラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料もしくは再生プラスチックを利用する製品を製造するために必要な施設を整備する方	1.「ご利用いただける方」の1に該当する方が、産業廃棄物を焼却、脱水、乾燥、粉砕などにより処理を行う設備を整備するための設備資金 2.「ご利用いただける方」の2に該当する方が、産業廃棄物の排出抑制または処理のために必要な設備を取得するための設備資金 3.「ご利用いただける方」の3に該当する方が、再生可能資源由来の原材料を製造または再生可能資源由来の原材料もしくは再生プラスチックを利用する製品を製造するために必要な設備を取得するための設備資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内	（うち据置期間 2年以内）	4億円まで 特別利率②、特別利率③ 4億円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
環境・エネルギー対策貸付 [環境・エネルギー対策資金：建設機械、特定特殊自動車関連]	＜建設機械・特定特殊自動車関連＞ 1.国土交通省が策定した「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」または「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を取得する方 2.国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械または「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械を取得する方 3.「特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示の付された特定特殊自動車(※)を取得する方（ただし、2006年または2011年基準適合表示が付されたものを除く） (※)環境省ホームページの「型式届出特定特殊自動車一覧」に記載されたものに限ります。	特定の建設機械を取得するために必要な設備資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内	（うち据置期間 2年以内）	4億円まで 特別利率①、基準利率 4億円超 基準利率 また、特別利率の適用は、本資金合計で4億円まで ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、「ご利用いただける方」の3に該当する方であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
環境・エネルギー対策貸付 [環境・エネルギー対策資金：省エネ設備関連]	法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たした設備	省エネルギーに資することが見込まれる設備を取得（更新・増強を含む。）するために必要な設備資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	20年以内	（うち据置期間 2年以内）	基準利率－0.65% ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
環境・エネルギー対策貸付 [環境・エネルギー対策資金：PCB廃棄物処分関連]	PCB廃棄物を自ら処分する方または処分を委託する方	PCB廃棄物を自ら処分または処分を委託するために必要な長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	7年以内	（うち据置期間 2年以内）	基準利率 ただし、PCB特別措置法に規定する高濃度廃棄物を自ら処分または処分を委託するために必要な資金については、特別利率③（電気事業法に基づく技術基準適合命令を受けた方およびPCB特別措置法に基づく改善命令を受けた方を除きます） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
環境・エネルギー対策貸付 [環境・エネルギー対策資金：土壌汚染対策関連]	土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止、その他の必要な措置を行う方（ただし、業として当該措置を行う方を除く）	土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止、その他の必要な措置を行うために必要な長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	7年以内	（うち据置期間 2年以内）	基準利率 ただし、土壌汚染対策法に基づく義務、指示または命令により行う方が必要な資金については特別利率③（土壌汚染対策法に準じて定められた地方公共団体の条例に基づく義務、指示または命令により行う方は除きます。） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	

制度名	ご利用いただける方	融資条件						備考
		資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人	
環境・エネルギー対策貸付 [環境・エネルギー対策資金:GX関連]	温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーションに取り組む方	グリーントランスフォーメーション推進計画を実施するために必要な設備資金(更新・増強を含む。)および長期運転資金(温室効果ガス排出量の継続把握、第三者検証費用等を含む。)	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内)	設備資金　4億円まで(土地に係る資金を除く。)特別利率①ただし、次に掲げる方については4億円までそれぞれに定める利率 (1)J-クレジット制度におけるプロジェクト登録(クレジットが認証されたものに限る。)、エコアクション21の認証・登録、ISO14064-1の認証又はSBTの認定(効力を有するものに限る。)を受けている方については特別利率② (2)産業競争力強化法に基づく事業適応(エネルギー利用環境負荷低減事業適応のうち、生産工程効率化等設備に限る。)に関する計画の認定(変更認定を含む。)を受けた設備資金については特別利率③ 4億円超　基準利率 運転資金　基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
セーフティネット貸付 [経営環境変化対応資金]	社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方 1.最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2.最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3.最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4.最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化などにより0.1ヵ月以上悪化している方 5.社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6.最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方	社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内	(うち据置期間 3年以内) (うち据置期間 3年以内)	基準利率(長期運転資金に限り、上限2.5%) ただし、5に当てはまる方のうち、次のいずれかに該当する方については、基準利率－0.4%(上限2.5%) (1)原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方 (2)ALPS処理水の処分に伴う風評影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し5%以上減少している方 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
セーフティネット貸付 [金融環境変化対応資金]	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来し、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方であって、次のいずれかに該当する方。 1.取引金融機関が行政庁から業務停止命令(一部業務停止命令を含む。)を受けた方 2.取引金融機関が実質的に経営破綻の状態等にある方 3.預金保険法等の規定に基づき、取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡された方などで、経常利益を計上しているなど、業況が順調であると認められる方 4.経営状況が悪化していないにもかかわらず、金融機関からの借入金利が長期プライムレートの変動に比べ相対的に上昇するなどの状況にある方 5.国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から次の(1)から(5)までのいずれかの要請または取扱いを受けている方 (1)借入残高の減少 (2)約定した返済条件を超える弁済 (3)当座預金の解約 (4)担保・保証人の追加 (5)借入金利の引上げ	設備資金および金融機関との取引状況の変化に伴い必要となる長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。 (「ご利用いただける方3」に該当する方が株式会社整理回収機構に対して繰上返済を行うために必要な資金を含む)	直接貸付 3億円	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内	(うち据置期間 3年以内) (うち据置期間 3年以内)	基準利率(長期運転資金に限り、上限2.5%) ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
セーフティネット貸付 [取引企業倒産対応資金]	取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方 1.倒産した企業(※)に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方 2.倒産した企業に対する取引依存度が20%以上である方 3.倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方 4.倒産した企業の債務を保証している方 5.倒産した企業の設置する商業施設に入居し、倒産企業の業況悪化の影響を受けるおそれのある方 6.倒産した企業から受注予定の商品や役務などが倒産により取り消された方 (※)倒産した企業とは、事業の経営上なんらかの行き詰まり状態に陥り、かつ、次のいずれかに該当する企業をいいます。(なお、倒産企業は、原則として、借入申込み受付前1年以内に倒産したものに限ります。) ・手形交換所より取引停止処分を受けた企業 ・会社整理開始、民事再生手続開始または会社更正手続開始の申立てがあった企業 ・特別清算開始または破産手続開始の申立てがあった企業 ・債権者会議を開催して内整理に入ったものまたは経営者の行方不明などにより事実上事業の継続が困難となった企業	取引企業など関連企業の倒産に伴い緊急に必要な長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	1億5千万円(直接貸付と代理貸付を合わせて)	運転資金 8年以内	(うち据置期間 3年以内)	基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	

制度名	ご利用いただける方	融資条件						備考
		資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人	
企業再生貸付 [事業再生・企業再建支援資金:企業再建・経営改善支援関連]	1.経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業の方で、(1)～(3)のすべてに当てはまる方 (1)次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要がある方 イ.借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する方 ロ.取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当する方 ハ.過剰債務の状況に陥っている方 ニ.中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます)などの関与の下で事業の再生を行う方 ホ.事業資金の借入金について弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方 ヘ.第二会社方式により再生を図る方 ト.過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る方 (2)相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画等が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方 (3)当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことで、円滑な企業再建の遂行が可能となる方 2.次のいずれかに該当する方 (1)認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。 (2)過剰債務の状況に陥っているものが経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。	「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が、企業再建計画等に従って企業の再建を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」の2に当てはまる方が、経営改善計画にしたがって企業の再建を図るうえで必要となる設備資金および長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 20億円	20年以内	(うち据置期間 2年以内)	「ご利用いただける方」の1に当てはまる方　基準利率(上限2.5%) なお、(1)のニの要件を満たす場合は2億7千万円を限度に特別利率③(上限2.5%) 「ご利用いただける方」の2に当てはまる方　2億7千万円を限度に特別利益②(上限2.5%)基準利率(上限2.5%) ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、「ご利用いただける方」の1(1)ニまたは2に該当する方であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	
企業再生貸付 [事業再生・企業再建支援資金:アーリーDIP・レイターDIP関連]	1.民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方であって、認可決定前の方のうち、次の(1)および(2)に当てはまる方(アーリーDIP) (1)次のイからハのいずれかに当てはまること イ.一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること ロ.地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会に不可欠な事業であること ハ.先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること (2)裁判所の許可等を受けた共益債権となること 2.次の(1)から(3)のすべてに当てはまる方(アーリーDIP(私的整理)) (1)中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。)の関与の下で再生を行おうとしている方であって、全債権者の同意が得られる再生計画が策定される見込みがあるもの(第二会社方式により再生を図ろうとしている方を含む) (2)次のイからハのいずれかに当てはまること イ.一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること ロ.地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会に不可欠な事業であること ハ.先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること (3)すべての貸付債権に優先して弁済を受けることについて、取引金融機関の合意が得られていること 3.民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けた方、および私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、次の(1)、(2)に当てはまる方(レイターDIP) (1)次のイからハのいずれかに当てはまること イ.一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること ロ.地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会に不可欠な事業であること ハ.先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること (2)事業の再建に際して、民間金融機関の金融支援が得られること	事業再建を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	直接貸付 20億円	「ご利用いただける方」1に該当する方 1年 「ご利用いただける方」2に該当する方 1年ただし、一定の要件を満たす場合 設備資金 10年以内 運転資金 5年以内 「ご利用いただける方」3に該当する方 設備資金 10年以内 運転資金 5年以内	(うち据置期間 1年以内) (うち据置期間 1年以内) (うち据置期間 2年以内) (うち据置期間 2年以内) (据置期間 2年以内) (据置期間 2年以内)	基準利率(上限2.5%) ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・「ご利用いただける方」1に該当する方については、ご融資相当額の担保が必要です。 ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	

<table>
<tr><th rowspan="2">制度名</th><th rowspan="2">ご利用いただける方</th><th colspan="5">融資条件</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>資金使途</th><th>限度額</th><th>貸付期間</th><th>（うち据置期間）</th><th>年利率%</th><th>担保・保証人</th></tr>
<tr><td>危機対応後経営安定貸付</td><td>過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、次のすべての要件を満たす方
（1）次のいずれかの貸付制度に係る貸付残高を有すること
①新型コロナウイルス感染症特別貸付
②新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付
③危機対応後経営安定貸付
（2）債務負担が重くなっていること（※）
（3）中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること

（※）一定の要件を満たす必要があります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</td><td>既往債務の返済負担軽減のために必要とする長期運転資金
※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。</td><td>直接貸付
20億円
代理貸付
2億2千5百万円</td><td>運転資金
20年以内</td><td>（うち据置期間
2年以内）</td><td>基準利率
※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</td><td>・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。
・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</td><td></td></tr>
<tr><td>挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）</td><td>新規事業、経営改善、企業再建などに取り組む方（※）であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方。

（※）新企業育成貸付、企業活力強化貸付（一部の制度を除く）または企業再生貸付（一部の制度を除く）の適用要件を満たす方</td><td>資金使途については、各特別貸付で定められたものが適用されます。</td><td>1社あたり15億円</td><td>5年1ヵ月または6年から20年までの各年（期限一括償還）</td><td></td><td>貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、次の2区分の利率が適用されます。
<table><tr><th>税引後当期純利益額</th><th>期間 5年1ヵ月</th><th>期間 6年、7年</th><th>期間 8年～10年</th><th>期間 11年～15年</th><th>期間 16年～20年</th></tr><tr><td>0円以上</td><td>3.25%</td><td>3.40%</td><td>3.65%</td><td>3.80%</td><td>3.95%</td></tr><tr><td>0円未満</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td></tr></table>
ただし、次の(1)～(3)のすべての要件を満たす方については、ご融資後3年間は0.50%が適用されます。
(1)民間金融機関からの支援を受けて事業計画書を策定していること。
(2)事業計画上必要となる資金から自己資金による調達を控除した額のうち、事業計画書の策定支援を実施した民間金融機関によるご融資金額が、原則として2分の1超であること。
(3)貸付後3年間、支援金融機関に対して事業計画の進捗状況を報告するとともに、支援金融機関からの経営指導を受けること。</td><td>無担保・無保証人</td><td>本制度による債務については、金融検査上、自己資本とみなすことができます。
本制度による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。
四半期毎の経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。
公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。
本制度の利用には、財務内容、事業の見通しなどについて、当公庫 中小企業事業の審査が必要になります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。
本制度は、取扱額に限りがあり、ご要望に沿えない場合があります。</td></tr>
</table>

（2）株式会社　日本政策金融公庫　国民生活事業

（株式会社日本政策金融公庫　秋田支店　国民生活事業：電話0570－005597、大館支店：電話0570－005626）

制度名			融資対象	融資条件						備考
				資金使途	限度額	貸付期間	（うち据置期間）	年利率％	担保・保証人	
一般貸付			ほとんどの業種の中小企業の方（業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます）。	設備資金 運転資金	4,800万円 特定設備資金7,200万円	設備 10年以内 特定設備 20年以内 運転 5年以内（特に必要な場合7年以内）	設備 2年以内 運転 1年以内	基準利率	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
マル経融資 （小規模事業者経営改善資金）			商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者（商工業者に限る。）であって、商工会、商工会議所等の長の推薦を受けた方	設備資金 運転資金	2,000万円	設備・運転 10年以内	設備・運転 2年以内	特別利率F	不要（無担保・無保証人）	
特別貸付	新企業育成貸付	新規開業・スタートアップ支援資金	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方（注） （注）「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
		新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者/シニア起業家支援関連）	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方（注）のうち、女性または35歳未満か55歳以上の方 （注）「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
		新規開業・スタートアップ支援資金（中小企業経営力強化関連）	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方（注）のうち、「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方 （注）「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 5年以内	特別利率A	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
		新事業活動促進資金	1.「経営革新計画」の承認を受けた方 2.「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた方（注1） 3.「経営力向上計画」の認定を受けた方 4.中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 5.技術・ノウハウ等に新規性がみられる方（注2） 6.上記1～5に該当しない方で、新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方または第二創業後おおむね5年以内の方 （注1）次のいずれかの事業を行う方が対象となります。 1.環境負荷の低減に資する資材または機械類その他の物件の生産および販売に関する事業 2.環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業 （注2）次のいずれかの事業を行う方が対象となります。 1.他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業 2.SBIR制度における指定補助金等または特定新技術補助金等の交付決定を受けて、開発した技術を利用して行う事業 3.新規中小企業者（エンジェル税制の一定の要件を満たす方）が行う事業 4.国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組む事業 5.J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された方が取り組む研究開発やその事業化に関する事業	設備資金 運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 7年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C 特別利率P	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
		新規開業・スタートアップ支援資金（再挑戦支援関連）	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方のうち、 次のすべてに該当する方（注） 1.廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること 2.廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること 3.廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること （注）「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 15年以内	設備・運転 5年以内	特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	

制度名			融資対象	融資条件						備考
				資金使途	限度額	貸付期間	（うち据置期間）	年利率%	担保・保証人	
特別貸付	企業活力強化貸付	企業活力強化資金	1.商業振興関連 次のいずれかの業種の事業を営む方 (1)卸売業 (2)小売業 (3)飲食サービス業 (4)サービス業 (5)不動産賃貸業（注1） 2.支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方 3.キャッシュレス決済関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または道路旅客運送業を営む方であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方 4.取引環境改善関連 親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方 5.パートナーシップ構築宣言関連 「パートナーシップ構築宣言」を公表している方（注2） 6.流通関連 輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方またはこれらの方を構成員とする事業協同組合等 7.省力化関連 中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けている方 （注1）中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。 （注2）「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方をいいます。	設備資金 運転資金 （融資対象1の一部は運転資金のみ。融資対象3に該当する方は運転資金のみ。）	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 7年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
		観光産業等生産性向上資金	卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかにおいて、観光に関する事業を営む方等であって、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方（注1） （注2）新たに観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象とはなりません。 （注1）運輸業を含みます。 （注2）新たに観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象とはなりません。	設備資金 運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 7年以内	設備・運転 2年以内	特別利率A 特別利率B	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
		海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、かつ、次の1～3の全てに該当する方 1 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること 2 本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること 3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の（1）～（4）のいずれかに該当すること (1)取引先の海外進出に伴い、海外展開すること (2)原材料の供給事情により、海外進出すること (3)労働力不足により、海外進出すること (4)国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開すること	設備資金 運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 7年以内 ただし、海外企業への転貸資金であって、進出国の資本規制により事業者が転貸資金を長期間にわたり回収できない場合その他真にやむを得ない事情がある場合に限り、以下のご返済期間が適用されます。 設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 2年以内 設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	

制度名			融資対象	融資条件						備考
				資金使途	限度額	貸付期間	（うち据置期間）	年利率%	担保・保証人	
特別貸付	企業活力強化貸付	事業承継・集約・活性化支援資金	1.中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含みます。）と共に事業承継計画を策定している方(注) （注）ご融資後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる方 2.安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方 3.中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する方に限ります。）の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 4.事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5.事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化・事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組み後、おおむね5年以内の方を含みます。）	設備資金 運転資金 （融資対象4に該当する方は運転資金のみ）	別枠 7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
		ソーシャルビジネス支援資金	次の1または2に該当する方 1.NPO法人 2.NPO法人以外であって、次の（1）または（2）に該当する方 （1）保育サービス事業、介護サービス事業等（注1）を営む方 （2）社会的課題の解決を目的とする事業（注2）を営む方 （注1）日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。 （注2）日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。	設備資金 運転資金	別枠 7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内 運転 7年以内	設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	
	企業再生貸付	企業再建資金	1.企業再建関連 次のいずれかの機関等の関与の下で事業の再建を図る方 （1）株式会社整理回収機構 （2）中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含みます。） （3）株式会社地域経済活性化支援機構 （4）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター （5）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 （6）独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合 （7）中小企業の事業再生等に関するガイドラインに規定する第三者支援専門家 2.民間金融機関関連 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 3.認定支援機関関連 次のいずれかに該当する方 （1）認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 （2）過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方 4.条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方	設備資金 運転資金	別枠 7,200万円	設備・運転 20年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率Ｃ	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
	挑戦支援資本強化特別貸付	資本性ローン	次の1および2を満たす法人または個人企業 次の（1）から（7）までのいずれかの融資制度の対象となる方 (1)新規開業・スタートアップ支援資金 (2)新事業活動促進資金 (3)企業再建資金 (4)企業活力強化資金（注1） (5)海外展開・事業再編資金（注2） (6)事業承継・集約・活性化支援資金（注3） (7)ソーシャルビジネス支援資金 2.その他条件（次のすべての要件も満たす方） 地域経済活性化にかかる事業を行うこと。 税務申告を1期以上行っている場合、原則として所得税等を完納していること。 （注1）中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けている方に限ります。 （注2）海外直接投資（転貸資金を除く）を行う方に限ります。 （注3）中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する方に限る）の代表者および同法第12条第1項3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人並びに安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方が事業を承継・集約される方に対して行う転貸資金を除きます。	設備資金 運転資金	別枠 7,200万円	5年1ヵ月以上20年以内	なし		無担保・無保証人	

制度名			融資対象	融資条件						備考
				資金使途	限度額	貸付期間	（うち据置期間）	年利率%	担保・保証人	
特別貸付	セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方 1.最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2.最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3.最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4.最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化している方 5.社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6.最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方	設備資金 運転資金	4,800万円	設備 15年以内 運転 8年以内	設備・運転 3年以内	基準利率 ただし「ご利用いただける方」の5に該当する方のうち、原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方。 ALPS処理水の処分に伴う風評影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し5%以上減少している方は特別利率Q。	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
		取引企業倒産対応資金	取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方 1.倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方 2.倒産した企業に対する取引依存度が20%以上である方 3.倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方 4.倒産した企業の債務を保証している方 5.倒産した企業の設置する商業施設に入居している方であって、倒産の影響を受けている方または影響を受けるおそれのある方 6.倒産した企業から受注した商品や役務などが、倒産の影響により取り消された方	運転資金	別枠 3,000万円	8年以内	3年以内	基準利率	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	
生活衛生貸付	一般貸付		生活衛生関係の事業を営む方および理容学校・美容学校を経営する方 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、その他公衆浴場業（注1） 一般公衆浴場業 旅館業（注2） 興行場営業、サウナ営業 クリーニング業（注3） （注1）その他公衆浴場業の方は、東日本大震災復興特別貸付（震災直接被害関連に限ります。）、令和2年7月豪雨特別貸付（直接被害者に限ります。）および令和6年能登半島地震特別貸付（直接被害者に限ります。）ならびに生活衛生改善貸付における運転資金に限ります。 （注2） 旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）については、生活衛生貸付の対象外となります。 （注3）クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります（ただし4,800万円以内）。	設備資金	飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、その他公衆浴場業 7,200万円 一般公衆浴場業 3億円（2施設以上の場合4億8,000万円） 旅館業 4億円 興行場営業、サウナ営業 2億円 クリーニング業 1億2,000万円	13年以内 （一般公衆浴場業は30年以内）	1年以内 （返済期間が7年超の場合2年以内）	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C 特別利率E	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	

制度名				融資条件							備考
				資金使途	限度額	貸付期間	（うち据置期間）	年利率%	担保・保証人		
生活衛生貸付	特例貸付	新企業育成・事業安定等貸付	生活衛生新企業育成資金	生活衛生関係の事業を創業する方または創業後おおむね7年以内の方 1.振興計画認定組合の組合員の方 2.上記以外の方（注） （注）新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金 （振興計画認定組合の組合員の方のみ）	1　振興計画認定組合の組合員の方 振興事業貸付の融資限度額 設備資金1億5,000万円～7億2,000万円 2　上記以外の方 一般貸付の融資限度額 設備資金 7,200万円～4億8,000万円 1 振興事業貸付の融資限度額 運転資金 5,700万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備 5年以内 運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	振興事業を行うための設備資金および運転資金であって、生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金は、適用される利率から0.30%引下げた利率）でご利用いただけます（一部ご利用いただけない場合がございます。）。
	振興事業貸付			生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員	設備資金 運転資金	[設備資金] ・飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業 1億5,000万円 ・一般公衆浴場業 （一般貸付とは別枠）1億5,000万円 ・旅館業（注1）、興行場営業 7億2,000万円 ・クリーニング業（注2）3億円 [運転資金] 全業種（注2）　5,700万円 （注1）旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）については、生活衛生貸付の対象外となります。（注2）クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります（ただし、設備資金・運転資金とも4,800万円以内）。	設備 20年以内（注3） （注3）訪日外国人旅行者（インバウンド）対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C 特別利率J	お客様のご希望を伺いながらご相談させて頂きます。	振興事業を行うための設備資金および運転資金であって、生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金は、適用される利率から0.30%引下げた利率）でご利用いただけます（一部ご利用いただけない場合がございます。）。
	生活衛生改善貸付			生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた次の方 常時使用する従業員数が5人（旅館業及び興行場営業を営む方は20人）以下の会社または個人	設備資金 運転資金	2,000万円	設備・運転 10年以内	設備・運転 2年以内	特別利率F	無担保・無保証人	

（3）株式会社　日本政策金融公庫　農林水産事業

（秋田支店:電話018-833-8247）

（令和7年4月18日現在）

資金名	ご融資の対象となる事業	ご利用いただける方 ※1	貸付利率（固定）							ご返済期間（うち据置期間）※2	ご融資限度額
				金利呼称	11年	15年	20年	25年		
特定農産加工	農産加工品等及びその原材料農産物の輸入に係る事情の著しい変化の影響を受ける食品製造業者に対し、関税引き下げ等による影響への対応や、原材料の調達安定化に対応するために必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金 ○経営改善計画(特定農産加工業):かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パインアップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、米加工品、麦加工品(パスタ含む)、砂糖、菓子(チョコレート、キャンデー、ビスケット)、乳製品、牛肉調製品、豚肉調製品 ※事業所税に係る優遇措置あり(資産割の課税標準の1/4を控除) ○事業提携計画(関連農産加工業):果実加工食品、こんにゃく製品、甘しょ加工食品、馬鈴しょ加工食品、米菓、みそ、しょうゆ、めん、パン、せんべい、冷凍冷蔵食品、食肉調製品 ○調達安定化計画(特定農産加工業):製品の主要な原材料が小麦又は大豆(一次加工品を含む)	特定農産加工業者 関連農産加工業者	2億7千万円以下	食品C	1.55%	1.75%	2.05%	2.15%	10年超25年以内(3年以内)	負担額の80%以内
			2億7千万円超	食品B－1	1.70%	1.90%	2.20%	2.30%		
中山間地域活性化	中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を原材料とする製造・加工又は販売する事業に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金 ○対象となる事業:農林漁業者(農協等含む)との安定的取引により、中山間地域産の農林水産物(加工品含む)の取引量が5年以内に20%以上増加する事業 ○中山間地域とは:土地条件の制約等から農業生産条件が不利な山間地域及びその周辺の市町村を指し、全市町村のうち1,700余の地域が指定(一部指定を含む) (注)販売(飲食を含む)の事業は一定の規模以上の方等に限られます。	農産加工業者 林産加工業者 水産加工業者 販売業者(注)	2億7千万円以下	中小③－1	1.55%	1.75%	－	－	10年超15年以内(3年以内)	負担額の80%以内
			2億7千万円超	中小②	1.80%	2.00%	－	－		
食品流通改善（生販提携型）	食品等販売業者と農林漁業者が提携して行う、産地から小売段階までの食品等に係る施設整備に必要な設備資金 ○対象となる施設:食品等販売業者と農林漁業者とが安定的な取引を行い(取引量が5年間で概ね20%増加又は年間30百万円以上)、食品等販売業者又は農林漁業者が整備する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設(店舗)、情報処理施設	食品等販売業者(花き含む) 飲食業者 農林漁業者		中小③－1	1.55%	1.75%	2.05%	2.15%	10年超25年以内(3年以内)※3	負担額の80%以内
食品流通改善（生製提携型）	食品等製造業者と農林漁業者とが提携して行う事業に必要な設備資金、食品等製造業者による農地所有適格法人への出資のための資金 ○対象となる施設:食品等製造業者と農林漁業者とが安定的な取引を行い(取引量が5年間で概ね20%増加)、食品等製造業者又は農林漁業者が行う農林漁業関係投資(生産設備の整備、農地所有適格法人への出資)、これと併せて整備する食品等の製造施設等	食品等製造業者 農林漁業者		中小③－1	1.55%	1.75%	2.05%	2.15%	10年超25年以内(3年以内)※3	負担額の80%以内
農林水産物・食品輸出基盤強化資金	輸出促進法に規定する認定輸出事業計画に従って行う農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るために必要な以下の資金 ①農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修等に必要な資金 ②他の事業者への出資、株式の取得に必要な資金 ③原材料費、人件費などの長期運転資金 ④ ①～③の資金を国内親会社から外国関係法人等へ貸付する資金	認定輸出事業者(農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者など)	設備、出資、特別の費用	中小③－1	1.55%	1.75%	2.05%	2.15%	10年超25年以内(3年以内)※4	負担額の80%以内
			長期運転	食品A-2	2.30%	2.50%	2.80%	2.90%		
農業競争力強化支援資金	農業生産関連事業の事業再編の促進に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金、株式の取得や出資のための資金 ○事業再編:良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として農業生産関連事業者が行う事業活動であって、以下のいずれにも該当するもの ・合併、分割、農業生産関連事業の譲渡又は譲受け、保有する施設の相当程度の撤去などの実施 ・農業資材や農産物に係る新たな生産、販売の方式の導入、設備等経営資源の高度な利用	食品製造業者 食品販売業者(花き含む) 配合飼料製造業者		中小③－1	1.55%	1.75%	2.05%	—	10年超20年以内(3年以内)	負担額の80%以内
水産加工	下記魚種の加工に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金 (1)指定魚種(食用または非食用):いわし、さば、いか、かつお、ほたてがい、まぐろ、さんま、あきさけ、あじ、すけとうだら、ぶり、海藻類、かれい、たい、まだら、かき、たこ (2)低・未利用魚種(食用のみ。事業地の都道府県指定あり):えそ(山口県、愛媛県)、このしろ(千葉県)、しいら(富山県、高知県、長崎県)、とびうお(長崎県)、にぎす(石川県)、にしん(北海道)、うばがい(北海道、青森県)、えい(北海道)、おきあみ(岩手県、宮城県)、はたはた(兵庫県、鳥取県)、ほや(北海道、宮城県、岩手県)、いさき(長崎県)、ぼら(宮崎県)	水産加工業者	【特例(1億2千万円まで)】 食用水産加工品であって、あじ、さば等の小型魚を使用するもの又は輸入依存度の高い魚種からの転換に必要なもの	食品C	1.55%	1.75%	2.05%	2.15%	10年超25年以内(3年以内)	負担額の80%以内
			一般	食品B－3	1.70%	1.90%	2.20%	2.30%		

資　金　名	ご融資の対象となる事業	ご利用いただける方 ※1	貸付利率（固定）						ご返済期間（うち据置期間）※2	ご融資限度額
				金利呼称	11年	15年	20年	25年		
食品流通改善（卸売市場近代化）	卸売市場の開設者、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に必要な設備資金 ○卸売市場施設：卸売市場の業務に必要な施設（付設集団売り場を含む） ○卸売業者施設：倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機器、従業員宿舎、場内事務所 ○仲卸業者施設：倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機器、従業員宿舎、仲卸店舗設備	開設者 卸売業者 仲卸業者	卸売市場施設	中小①	2.05%	2.20%	2.30%	2.40%	10年超25年以内（5年以内）	負担額の80%以内
			卸売業者施設 仲卸業者施設	中小①	2.05%	2.20%	－	－	10年超15年以内（3年以内）	負担額の70%以内（別途定額限度あり）
食品流通改善（卸売市場機能高度化型）	卸売市場の開設者、卸売業者、仲卸業者等による卸売市場の機能高度化に必要な設備資金・営業権の取得、出資に必要な資金、特別の費用又は権利の取得資金 ○対象となる事業：品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設、包装・梱包施設、情報処理施設、営業の譲受けに伴う施設の取得、出資	開設者 卸売業者 仲卸業者 仲卸業者組合		中小③－1	1.55%	1.75%	2.05%	2.15%	10年超25年以内（3年以内）	負担額の80%以内
食品安定供給施設整備（再資源化対策）（食品流通対策）（新規事業育成）（米穀新用途利用促進）（立ち上がり支援）	再資源化対策 ○動植物性残さを原材料とする事業に必要な加工、運搬、貯蔵、回収等に必要な設備資金 食品流通対策 ○食品の流通機能の高度化又は流通における高度な品質管理を行うために必要な設備資金 新規事業育成 ○高度かつ独自の技術により行う事業に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金	食品製造業者（外食業者も対象になる場合があります。）	再資源化対策（一般） 食品流通対策	政策Ⅰ－1	2.05%	2.25%	—	—	10年超15年以内（3年以内）	負担額の40%以内（再資源化対策、食品流通対策のみ北東地域は負担額の70%以内※6）
			再資源化対策（特例）※5 新規事業育成	政策Ⅱ	1.90%	2.10%	—	—		
	米穀新用途利用促進 ①食品又は飼料の原料となる米穀の配送・保管、米穀を原料とする米粉、米粉パン等の食品又は飼料の製造・流通に必要な設備資金 ②これらの研究開発に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金	米粉・飼料・米粉加工品等製造業者 流通業者	米穀新用途利用促進	中小③－1	1.55%	1.75%	—	—		負担額の80%以内
	立ち上がり支援 ○上記米穀新用途利用促進の①に関連して必要となる費用の支出		立ち上がり支援	食品Ａ－1	2.30%	2.50%	—	—		
新規用途事業等	需要の増進を図ることが必要な特定農林畜水産物の新規の用途や新品種の採用を推進するのに必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金 ○特定農林畜水産物：米、麦、みかん、その他かんきつ類、りんご、てん菜、さとうきび、こんにゃく芋、かんしょ、ばれいしょ、アスパラガス、スイートコーン、間伐材（すぎ、ひのき、まつ）、しいたけ、生乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、しろざけ、かつお、いか	農産加工業者 林産加工業者 水産加工業者		中小①	2.05%	2.20%	—	—	10年超15年以内（3年以内）	負担額の80%以内

※1　ご利用いただける方は中小企業者（右表）になります（食品流通改善資金における農林漁業者を除く）。なお、事業協同組合、農業協同組合などの協同組合は規模に関わらず中小企業者に該当します。ただし、以下の方は規模に関わらず中小企業者に該当しません。
（例）農事組合法人、社団・財団法人（一般・公益）、有限責任事業組合(LLP)、地方公共団体

※2　東日本大震災の被害を受けた方の特例として、返済期間及び据置期間が最大3年間延長できます。
（農業競争力強化支援資金及び農林水産物・食品基盤強化資金を除く）。

※3　食品等販売業者又は食品等製造業者と提携する農林漁業者に対する融資については、ご返済期間が25年以内（据置期間3年以内）となります。

※4　農林漁業者またはそれらの組織する法人に対する融資については、ご返済期間が25年以内（据置期間3年以内）となります。

※5　再資源化対策の特別利率の対象者は次のいずれかに該当する者になります。
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条に基づき定める要件に該当する者
○同法第11条の規定に基づく主務大臣の登録又は同法第19条の規定に基づく認定を受けた者

※6　北東地域とは、北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県を言います。

詳しい内容は日本政策金融公庫秋田支店へお問合せください。
TEL：018-833-8247

公庫HP
各種制度照会　金利情報

（4）株式会社　商工組合中央金庫

（株式会社商工組合中央金庫秋田支店：電話018－833－8531）

制度名			融資対象	融資条件						備考
				資金使途	限度額（万円）	貸付期間	据置期間	年利率%	担保・保証人	
証書貸付 手形割引 手形貸付 当座貸越			株主である次の中小企業団体及び構成員（貸金業、遊興娯楽的事業を除く）。 またこれらの海外現地法人及び協同出資会社、第三セクター。 ①事業協同組合 ②事業協同小組合 ③火災共済協同組合 ④信用協同組合⑤企業組合 ⑥協同組合連合会 ⑦協業組合 ⑧商工組合・同連合会 ⑨商店街振興組合・同連合会 ⑩生活衛生同業組合・同連合会 ⑪生活衛生同業小組合 ⑫酒造組合・同連合会・同中央会 ⑬酒販組合・同連合会・同中央会 ⑭内航海運組合・同連合会 ⑮輸出組合・輸入組合・輸出入組合 ⑯市街地再開発組合 ⑰協業化法人	設備資金 運転資金	当金庫所定の限度内	設備 原則15年以内 運転 原則10年以内	貸付内容による	貸付内容による	貸付内容による	返済方法は貸付内容による 申込は金庫又は代理店 （県内信用組合）
各種支援策に基づく融資	災害復旧資金		異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災を受けた事業者、及び間接的に被害を受けた事業者	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期）	当金庫所定の限度内	設備 20年以内 運転 10年以内	設備 3年以内 運転 3年以内	資金使途、対象者の財務状況、貸付期間、担保免除割合により貸付利率が異なる		
	再チャレンジ支援貸付		過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者又は開業後概ね5年以内の事業者	事業立ち上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期・短期運転資金（含む手形割引）	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 7年以内	設備 3年以内 運転 1年以内			
	事業再生支援貸付	事業再生緊急支援資金	法的再建手続開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある事業者	短期運転資金 （手形貸付、手形割引）	当金庫所定の限度内	1年未満				
		事業再生安定化支援資金	①法的再建手続の認可決定から手続終了までの再生事業者 ②私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者	短期運転資金（含む手形割引）・事業再生に必要な設備資金・再生計画の履行に必要な長期運転資金・再生手続終結資金	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 2年以内			
		事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者	事業に必要な設備資金（買取資金）	当金庫所定の限度内	設備 15年以内	設備 2年以内			
	事業承継支援貸付		①後継者不在等により事業の継続が困難な方からの事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する新設及び既存の事業者 ②事業を継続させていくために株式等から自己株式等を取得する事業者 ③事業を継続させていくために株式等の取得等を行う後継者（原則として安定経営権（概ね50%超）を持つ後継者を対象） ④円滑な事業承継に取り組む事業者	円滑な事業承継を行うのに必要な設備資金、運転資金 株式取得資金 事業買取資金 相続税等納税資金 退職金支払資金 資産買取資金	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 2年以内	資金使途、対象者の財務状況、貸付期間、担保免除割合により貸付利率が異なる	貸付内容 による	返済方法は貸付内容による 申込は金庫又は代理店 （県内信用組合）
	BCP対策支援貸付		①中小企業庁「BCP策定運用指針」等BCPを策定し、発生時に備えた事前対策に取り組む事業者 ②地震、台風及び豪雨等の自然災害に対する防災対策に積極的に取り組む事業者	BCP策定に伴い必要となる防災対策のための設備投資、運転資金及び自然災害に対する防災対策を目的とするために必要となる設備資金	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 2年以内			

6. 市町村の中小企業金融対策

（1）秋田市の中小企業向け融資制度

制度名	融資対象（概略）	融資条件	融資条件							
		資金使途 ※	限度額(万円)	貸付期間	据置期間	年利率(%)	保証料率(%)	担保	保証人	備考
一般事業資金	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④市税に未納がないこと	運転資金 設備資金	3,000	10年 （一括返済の場合は1年）	1年	1.90	原則0	必要に応じ徴求	原則法人は代表者のみ、個人は不要	
創業資金	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を有すること ③事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業歴が5年未満であること（法人は設立後5年未満） ④市税に未納がないこと ⑤商工団体が経営指導を行った事業計画書を提出すること（引き続き6ヶ月以上経営指導を受けること）	運転資金 設備資金	2,000	10年 （一括返済の場合は1年）	1年	1.70 （条件付きで、借入から3年間、年1.0%の利子補給があり、その場合、年利は0.70%。創業関連保証を利用しない場合は上記金利に0.2%加算。）	原則0	必要に応じ徴求		
創業資金 （無担保・無保証人枠）	次の要件を満たす小規模企業者のうち、株式会社、合同会社及び企業組合 ①市内に住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を有すること ③事業歴が5年未満であり、現在も継続していること ④市税に未納がないこと ⑤商工団体が経営指導を行った事業計画書を提出すること（引き続き6か月以上経営指導を受けること）	運転資金 設備資金	1,000	10年 （一括返済の場合は1年）	1年	1.70 （条件付きで、借入から3年間、年1.0%の利子補給があり、その場合、年利は0.70%）	0	不要	不要	
小口零細企業資金	次の要件を満たす従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の会社又は個人等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④申請時において、秋田県信用保証協会保証の債務残高が2，000万円以下であること ⑤市税に未納がないこと	運転資金 設備資金	2,000 （既存の保証付き残高がある場合は、これを控除した額）	10年 （一括返済の場合は1年）	1年	1.70	原則0	原則不要	原則法人は代表者のみ、個人は不要	
産業活力創造資金 （緊急経営支援資金枠）	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害等の被害により、経営の安定に支障を生じているもの、もしくはセーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けたもの ⑤市税に未納がないこと	運転資金 設備資金	3,000	10年 （一括返済の場合は1年）	2年	1.90	原則0	必要に応じ徴求		
産業活力創造資金 （新商品等開発資金枠）	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、新製品等の研究開発および商品化を行うもの ⑤市税に未納がないこと	運転資金 設備資金	3,000	10年	1年	1.90 （借入から3年間、年1.0%の利子補給）	原則0	必要に応じ徴求		
産業活力創造資金 （農商工連携促進資金枠）	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、農林漁業者と連携し、新製品等の研究開発および商品化を行うもの ⑤市税に未納がないこと	運転資金 設備資金	3,000	10年	1年	1.90 （借入から3年間、年1.5%の利子補給）	原則0	必要に応じ徴求		

※ 既存借入金の返済資金にはご利用できません（一般事業資金、創業資金、小口零細企業資金においては、既往借入金の返済資金に利用できます。）

制度名	融資対象(概略)	融資条件 資金使途 ※	融資条件 限度額(万円)	貸付期間	据置期間	年利率(%)	保証料率(%)	担保	保証人	備考
産業活力創造資金 (新分野進出資金枠)	次のいずれかに該当する中小企業者(市税を完納していること) ①親会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する親企業が、市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと ②子会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する子会社が、設立後1年未満であり、親会社とは異なる事業を行うこと ③既存企業が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する会社が、既存の業種と異なる事業を行うこと	運転資金 設備資金	3,000	10年	1年	1.90 (借入から3年間、年1.0%の利子補給)	原則0	必要に応じ徴求	原則法人の代表者のみ	
産業活力創造資金 (設備近代化資金枠)	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等。ただし、港湾輸送関連設備は、業種を限定しない。 ①市内に1年以上住所を有すること(組合は1年未満も可) ②市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの(組合は1年未満も可) ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(組合は1年未満も可) ④市税に未納がないこと	建物建築・内装工事、機械の取得・改善、車両の取得及び保証金・権利金等入居に要する資金(ただし、港湾輸送設備については、その整備に要する資金)	5,000 組合等は10,000	10年	0.5年 組合等は1年	1.90 (借入から5年間、年0.75%の利子補給)	原則0	必要に応じ徴求	原則法人は代表者のみ、個人は不要	
産業活力創造資金 (商店街空き店舗等利用資金枠)	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等。 ①商店街の空き店舗等を利用すること ②市内に1年以上住所を有すること ③市内で1年以上事業所を有するもの(創業は1年未満も可) ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること ⑥市税を完納していること	建物建築、内装工事、機械の取得・改善及び保証金・権利金等入居に要する資金	5,000	10年	0.5年	1.90 (借入から5年間、年1.0%の利子補給)	原則0	必要に応じ徴求		
産業活力創造資金 (商業施設整備資金枠)	組合等(事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会) ※市税を完納していること	組合等の事業共同化のための共同施設または、公衆の利便に寄与する共同施設の建物建築費	50,000	15年	1年	1.90 10年以上2.20	原則0	必要		
中心市街地出店促進 設備近代化資金	中心市街地へ出店する場合や設備を整備する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等。 ①県内に1年以上住所を有すること(組合は1年未満も可) ②県内で1年以上事業所を有し、現に県内で事業を営むもの ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④市税を完納していること	建物建築、内装工事、機械の取得・改善、車両の取得及び保証金・権利金等入居に要する資金	5,000 組合等は10,000	10年	0.5年 組合等は1年	1.90 (借入から5年間、年1.25%の利子補給)	原則0	必要に応じ徴求		
中心市街地出店促進 空き店舗利用資金	中心市街地へ出店する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等。 ①商店街の空き店舗等に入居、また新・改築すること ②県内に1年以上住所を有すること(創業は1年未満も可) ③県内で1年以上事業所を有し、現に県内で事業を営むもの ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること ⑥市税に未納がないこと	建物建築、内装工事、機械の取得・改善及び保証金・権利金等入居に要する資金および運転資金	5,000	10年	0.5年	1.90 (借入から5年間、年1.5%の利子補給)	原則0	必要に応じ徴求		
中小製造業設備資金	①市内で同一業種を1年以上行っているもので、製造業・新聞業・出版業・製造小売業の中小企業者、組合等 ②チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者である中小企業者、組合等 ③自己所有の工作物(建築物・施設)からアスベストの除去等を行うため、廃石綿の処理に係る計画書を秋田市環境部廃棄物対策課に提出する中小企業者、組合等 ④市税に未納がないこと	設備資金およびアスベスト対策工事資金	10,000 (対象事業費の85%)	10年	1年	2.75%以下の金融機関所定金利 (全期間2.0%を上限に市が利子補給)	−	必要に応じ徴求	必要に応じ徴求	保証料補助対象外
中小企業用地取得資金	市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者、組合等(市内に事業所を有する場合、市税に未納がないこと)	市が特定する団地等(新都市・西部・豊岩)の用地取得資金	10,000 (用地取得金額の85%)	10年	1年	2.75%以下の金融機関所定金利 (借入から3年間、年2.0%を上限に市が利子補給))	−	必要に応じ徴求	必要に応じ徴求	

※ 既存借入金の返済資金にはご利用できません(一般事業資金、創業資金、小口零細企業資金においては、既往借入金の返済資金に利用できます。)

（2）市町村中小企業振興資金

＜融資対象等共通事項＞　市町村により若干異なりますが、概ね次のとおりです。

①融資対象者
・市町村に1年以上住所又は事業所を有していること　・1年以上同一事業を営んでいること
・市町村税を完納していること　・中小企業者であること

②保証人及び担保　必要に応じ徴求

③利率　本表に掲げる利率は備考欄にある市町村による軽減措置適用前の利率です。

④保証料
・本表に掲げる保証料は市町村による保証料補助等の軽減措置適用後の実質利率です。
・事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に 0.25% または 0.45% が上乗せされます。
上乗せ部分への補助を行っている市町村がありますので、詳しくは当該市町村にご確認ください。

⑤取扱い金融機関　各市町村が指定しています。

⑥申込受付先等　商工会議所及び商工会、市町村商工担当課

市町村名	融資条件（金額単位：万円）				備　　考
	限度額	貸付期間	年利率%	保証料%	
鹿角市	2,000	10 年	1.75	0	【マル鹿】限度額は（マル鹿小口とマル鹿創業）を含む
	2,000	10 年	1.55	0	【マル鹿小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は（マル鹿とマル鹿創業）を含む
	1,000	10 年	1.55	0	【マル鹿創業】創業支援資金。創業する個人と創業後５年以内の中小企業者を対象。限度額は（マル鹿とマル鹿小口）を含む。40 歳未満の者と女性は３年間の利子補給あり（全額補助）
小坂町	1,000	10 年	1.75	0	【マル坂】
	1,000	10 年	1.55	0	【マル坂創業】創業支援資金。創業する個人と創業後5年以内の中小企業者を対象
大館市	2,000	10 年	1.75	0	【マル大】資金使途が設備資金の場合、利子の 1/2（3 年以内）を補給。ただし、車両の導入については別途条件あり。限度額は他のマル大制度を含む。
	1,250	10 年	1.55	0	【マル大小口】小規模企業者を対象。資金使途が設備資金の場合、利子の 1/2（3 年以内）を補給。ただし、車両の導入については別途条件あり。他のマル大制度を併用した場合、限度額は 2,000 万円
	1,000	10 年	1.55	0	【マル大創業】創業する個人と創業後 5 年以内の中小企業者を対象。他のマル大制度と併用した場合、限度額は 2,000 万円
	1,000	10 年	1.55	0	【マル大 SSS】創業する個人と創業後 5 年以内の中小企業者を対象。他のマル大制度と併用した場合、限度額は 2,000 万円
北秋田市	1,500	10 年	1.75	0	【マル北】利子補給あり 1.0%（補給後 0.75%）
上小阿仁村	1,000	10 年	1.75	0	【マル上】利子補給あり　利子の 1/2
能代市	2,000	10 年	1.75	0	【マル能】限度額は（マル能小口）を含む。小規模企業者に該当する場合は利子補給あり　利子の 1/2（2 年以内）
	2,000	10 年	1.55	0	【マル能小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は（マル能）を含む 利子補給あり　利子の 1/2（2 年以内）
	1,000	10 年	1.55	0	【マル能創業】創業支援資金。市内に事業所を有し、または設置しようとする創業者で、市税等の納期にかかわる税額を完納しているもの。 利子補給あり　利子の 1/2（2 年以内）

市町村名	融資条件（金額単位：万円）				備　　考
	限度額	貸付期間	年利率%	保証料%	
藤里町	1,000	10 年	1.75	0	【マル藤】限度額は（マル藤小口）を含む 利子補給あり　利子の 1/2　※利用者へ補助
	1,000	10 年	1.55	0	【マル藤小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は（マル藤）を含む 利子補給あり　利子の 1/2　※利用者へ補助
	1,000	10 年	1.55	0	【マル藤創業】町内で新たに事業を営むために商工会その他支援機関が実施する経営指導を受けている個人、または町内に住所を有し、事業開始後適法に同一保証対象事業を営み、事業開始した日以後 5 年を経過していないもの 利子補給あり　利子の 1/2（補給後 0.88%）
八峰町	1,000	10 年	1.75	0	【マル樵】限度額は（マル樵小口）を含む。利子補給あり　利子の 1/2（限度 2.0%分まで）　※利用者へ補助
	1,000	10 年	1.55	0	【マル樵小口】限度額は（マル樵）を含む。利子補給あり　利子の 1/2（限度 2.0%分まで）　※利用者へ補助
	1,000	10 年	1.55	0	【マル樵創業】創業支援資金。創業する個人と創業後 5 年以内の中小企業者を対象。限度額は（マル樵、マル樵小口）を含む。利子補給あり　利子の 1/2（限度 2.0%分まで）　※利用者へ補助
三種町	2,000	10 年	1.75	0	【マル三】限度額は（マル三小口、マル三創業）を含む　町直接交付　利子補給あり、利子の 1/2 以内（限度 2.0%分まで）
	2,000	10 年	1.55	0	【マル三小口】限度額は（マル三、マル三創業）を含む　町直接交付　利子補給あり、利子の 1/2 以内（限度 2.0%分まで）
	2,000	10 年	1.55	0 ※マル三SSSの場合、0.2%は自己負担	【マル三創業】創業資金、創業者、又は創業間もない事業者を対象、限度額は（マル三、マル三小口）を含まない　町直接交付　利子補給あり、利子の 1/2 以内（限度 2.0%分まで） 【マル三ＳＳＳ】スタートアップ創出促進保証。創業予定者（法人設立）、創業後 5 年未満の法人が対象。経営者保証不要。限度額は（マル三創業）を含む。　町直接交付　利子補給あり、利子の 1/2 以内（限度 2.0%分まで）
秋田市	3,000	10 年	1.90	0	【マル市】
	2,000	10 年	1.70	0	【マル市小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は（マル市）を含む
男鹿市	1,500	10 年	1.75	0	【マル男】限度額は（マル男小口、マル男創業）を含む
	1,500	10 年	1.55	0	【マル男小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は（マル男、マル男創業）を含む。ただし、既存の保証付融資残高との合計で 2,000 万円以内とする。
	1,000	10 年	1.55	0	【マル男創業】市内で事業を開始するために商工会等の支援機関から経営指導を受けている個人、または市内で事業を開始して 5 年未満の事業者が対象。限度額は（マル男、マル男小口）を含む

市町村名	融資条件(金額単位:万円)				備　　考
	限度額	貸付期間	年利率%	保証料%	
潟上市	2,000	10 年	1.75	0	【マルK】限度額は(マルK小口)を含む
	1,250	10 年	1.55	0	【マルK小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マルK)を含む
五城目町	1,000	10 年	1.75	0	【マル五】限度額は(マル五小口、マル五創業)を含む
	1,000	10 年	1.55	0	【マル五小口】小規模企業者を対象。限度額は(マル五、マル五創業)を含む。ただし、既存の保証付融資残高との合計で2,000 万円以内とする。
	1,000	10 年	1.55	0	【マル五創業】創業者を対象。限度額は(マル五、マル五小口)を含む 【マル五 SSS】創業者を対象。限度額は(マル五、マル五小口)を含む。連帯保証人は不要とする。
八郎潟町	1,000	10 年	1.75	0	【マル八】限度額は(マル八小口、マル八創業、マル八 SSS)を含む
	1,000	10 年	1.55	0	【マル八小口】限度額は(マル八、マル八創業、マル八 SSS)を含む
	1,000	10 年	1.55	0	【マル八創業】町内で事業を開始するために商工会等の支援機関から経営指導を受けている個人、または町内で事業を開始して 5 年未満の事業者が対象。限度額は(マル八、マル八小口、マル八 SSS)を含む
	1,000	10 年	1.55	0	【マル八 SSS】町内で事業を開始するために商工会等の支援機関から経営指導を受けている町内で事業を開始して 5 年未満の事業者が対象。限度額は(マル八、マル八小口、マル八創業)を含む
井川町	1,000	10 年	1.75	0	【マル井】限度額は(マル井小口とマル井創業)を含む
	1,000	10 年	1.55	0	【マル井小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル井とマル井創業)を含む
	1,000	10 年	1.55	0	【マル井創業】創業支援資金。限度額は(マル井とマル井小口)を含む
大潟村	1,000	10 年	1.75	0	【マル潟】限度額は(マル潟小口)を含む
	1,000	10 年	1.55	0	【マル潟小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル潟)を含む
由利本荘市	2,000	7 年	1.95	0	【マル荘】限度額は(マル荘小口・マル荘特別・マル荘特別(小口))を含む　※利子補給あり(補給後 1.75%)
	2,000	7 年	1.75	0	【マル荘小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル荘・マル荘特別・マル荘特別(小口))を含む　※利子補給あり(補給後 1.55%)
にかほ市	2,000	10 年	1.95	0	【マルに】限度額は他の中小企業振興資金融資残高を含む 利子補給:貸付利率の 1/2(上限 1%※補給後 0.975%)
	2,000	10 年	1.75	0	【マルに小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は他の中小企業振興資金融資残高を含む 利子補給:貸付利率の 1/2(上限 1%※補給後 0.875%)
	1,000	10 年	1.75	0	【マルに創業】市内に住所を有し市内での創業予定者対象。限度額は他の中小企業振興資金融資残高を含む 利子補給:貸付利率の 1/2(上限 1%※補給後 0.875%)

市町村名	融資条件(金額単位:万円)				備　　考
	限度額	貸付期間	年利率%	保証料%	
大仙市	1,500 (～R8.3.31 まで 2,000)	10 年	1.75	0	【マル仙】限度額は(マル仙小口、マル仙創業)を含む
	1,250	10 年	1.55	0	【マル仙小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル仙、マル仙創業)を含む
	1,000	10 年	1.55	0 ※マル仙 SSS の場合、0.2%は自己負担	【マル仙創業】創業資金。創業または創業間もない事業者を対象。限度額は(マル仙、マル仙小口)を含む。
仙北市	2,000	10 年	1.75	0	【マルセ】限度額は(マルセ小口、マルセ創業)を含む
	1,250	10 年	1.55	0	【マルセ小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象 限度額は(マルセ、マルセ創業)を含む
	1,000	10 年	1.55	0 ※マルセ SSS の場合、0.2%は自己負担	【マルセ創業】創業支援資金。創業者を対象 限度額は(マルセ、小口)を含む
美郷町	1,500	10 年	1.75	0	【マル美】限度額は(マル美小口、美創業)を含む 利子補給あり　2 年間　利子の 1/2
	1,250	10 年	1.55	0	【マル美小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル美、美創業)を含む 利子補給あり　2 年間　利子の 1/2
	1,000	10 年	1.55	0 ※美 SSS の場合、0.2%は自己負担	【美創業】創業資金。創業者、又は創業間もない事業者を対象。限度額は(マル美、マル美小口)を含む 利子補給あり　2 年間　利子の 1/2 【美 SSS】スタートアップ創出促進保証。創業予定者(法人設立)、創業後 5 年未満の法人が対象。限度額は(マル美、マル美小口)を含む。利子補給あり　2 年間　利子の 1/2
横手市	2,000	10 年	1.75	0	【マル横】限度額は(マル横小口、マル横創業)を含む 利子補給あり　2年間　利子の 1/2
	1,250	10 年	1.55	0	【マル横小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル横、マル横創業)を含む 利子補給あり　2年間　利子の 1/2
	1,000	10 年	1.55	0	【マル横創業】創業資金。創業者を対象。限度額は(マル横、マル横小口)を含む 利子補給あり　2年間　利子の 1/2。据置期間あり　1年以内
湯沢市	2,000	10 年	1.75	0	【マルゆ】限度額は(マルゆ小口)を含む
	2,000	10 年	1.55	0	【マルゆ小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マルゆ)を含む
羽後町	2,000	15 年	所定利率	0	【マル羽】限度額は(マル羽小口)を含む。所定利率(3%以内)
	2,000	10 年	所定利率	0	【マル羽小口】小規模企業者を対象。限度額は(マル羽)を含む。所定利率(3%以内)
東成瀬村	2,000	10 年	1.75	0	【マル東】限度額は(マル東小口)を含む(ただし、運転資金の場合、1,000 万円)　利子補給あり　運転資金の場合、利子の 1/4(5 年以内)、設備資金の場合、利子の 1/3(5 年以内)
	2,000	10 年	1.55	0	【マル東小口】限度額は(マル東)を含む(ただし、運転資金の場合、1,000 万円)　利子補給あり　運転資金の場合、利子の 1/4(5 年以内)、設備資金の場合、利子の 1/3(5 年以内)

（3）市町村独自融資制度

市町村名	制度名	融資対象	融資条件（金額単位：万円）								備　　考
			資金使途	限度額	貸付期間	据置期間	年利率%	保証料%	担 保	保証人	
大館市	中小企業機械類資金融資斡旋制度	市内において1年以上同一事業を営み、市税等を完納している中小企業者	機械器具及び装置（制限あり）	500	5 年	―	1.75	0	―	法人の場合は代表者、個人は不要	※利子補給あり（補給後 0.5%）限度額は他のマル大制度と併用の場合、2,000 万円
由利本荘市	中小企業融資斡旋特例	市内に1年以上住所又は事業所を有し、市税等を完納している中小企業者	設備投資	1,000	10 年	1 年	1.95	0	―	法人の場合は代表者、個人は不要	※利子補給あり（補給後 0.975%）

（4）市町村が行う県・国の制度資金に対する利子軽減及び保証料軽減措置

市町村名	対象資金名	融資利率%		保証料%		備　考
		軽減前	軽減後	軽減前	軽減後	
由利本荘市	県創業支援資金	1.25 1.45	10/10 （5 年以内）			女性または 35 歳未満の若年者に限る
湯沢市	県創業支援資金	1.10 1.30	10/10 （2 年以内）	0.60	10/10	

7. 秋田県信用保証協会保証制度

（秋田県信用保証協会各室・支所：電話番号は「8．県内中小企業金融相談の問い合わせ先」に記載）

◎保証要件

①住所・営業実績　県内に店舗・事務所・工場等があって、適法に事業を営んでいること。

②業　　種　次の業種以外は、原則として対象になります。
金融・保険業(損害保険代理、保険サービスを除く)、農林漁業(素材生産業、素材生産サービス業を除く)、性風俗業、集金業等、政治・経済・文化団体など

③資金使途　事業経営に必要な運転資金又は設備資金
・生活資金、住宅資金、投機資金など非事業資金は対象外

④連帯保証人　必要となる場合がある（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。）

⑤企 業 規 模（中小企業信用保険法に規定する中小企業）
製　造　業　資本金　3億円以下又は従業員300人以下
（鉱業、運送・倉庫業、建設業、不動産業、ソフトウェア情報処理サービス業を含む）
卸　売　業　資本金　1億円以下又は従業員100人以下
小　売　業　資本金5,000万円以下又は従業員 50人以下
サービス業　資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
旅　館　業　資本金5,000万円以下又は従業員200人以下
ゴム製品製造業　資本金　3億円以下又は従業員900人以下
ただし、NPO法人は下記に該当するもの。
製造業　従業員300人以下
（鉱業、運送・倉庫業、建設業、不動産業、ソフトウェア情報処理サービス業を含む）
卸売業・サービス業　従業員100人以下
小売業　従業員50人以下

（1）普通保証

制　度　名	資金使途	借入限度額（万円）	保証期間	保証料率（%）	担　保	保証人	取扱金融機関	対　象　要　件　・　備　　考
普通保証	運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	概ね 運転10年以内 設備15年以内	1.9以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	

（2）協会保証制度

制　度　名	資金使途	借入限度額（万円）	保証期間	保証料率（%）	担　保	保証人	取扱金融機関	対　象　要　件　・　備　　考
長期経営資金保証	運転資金 設備資金	個人・法人 3,000～20,000	運転 5年以上15年以内 設備 5年以上20年以内	1.9以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	次のいずれかに該当する方 ①業歴3年以上、与信取引1年以上、かつ、最近2年間の決算で利益計上し債務超過なく、償還能力が認められるもの ②業歴5年以上、与信取引1年以上、かつ、最近2年間のいずれかの決算で利益計上し繰越欠損がなく、償還能力が認められるもの ③債務超過でなく今期利益計上の見込みがあり、償還能力が認められるもの
当座貸越（貸付専用型） 根保証	運転資金 設備資金	100～28,000	1年又は2年間 （更新可）	1.62以下	50百万まで原則不要		覚書を締結している金融機関	①業歴3年以上②2期以上の申告実績③与信取引6ヶ月以上 ④CRDスコアリングが一定以上、他 ※貸付限度額内であれば期間中何度でも再借可
事業者カードローン 当座貸越根保証	運転資金 設備資金	100～2,000	1年又は2年間 （更新可）	1.62以下	原則不要		覚書を締結している金融機関	①業歴3年以上②2期以上の申告実績③与信取引6ヶ月以上 ④CRDスコアリングが一定以上、他 ※貸付限度額内であれば期間中何度でも再借可
小規模企業者カードローン 当座貸越根保証	運転資金 設備資金	30～300 （創業1年未満は 30～300）	1年又は2年間 （更新可）	1.62以下	原則不要		約定書締結金融機関	①常時使用する従業員が20名（商業・サービス業は5名）以下 ②業歴1年以上、1期以上の申告実績 ③最近2年間の決算のいずれかで利益計上または直近決算で債務超過でない ④事業者カードローンの利用がない ※創業者は上記①、④にあてはまることに加え、創業計画書および事業を開始していることを確認できる書類を提出すること
季節資金保証	運転資金 （盆） （年） （期）	3,000 （各制度合算）	1年以内	1.9以下	原則不要		約定書締結金融機関	取扱期間 盆　6月 10日 ～ 8月31日 年　11月 1日 ～ 12月31日 期　2月 1日 ～ 3月31日
長期安定資金保証	運転資金 設備資金	個人・法人　13,500 組合　25,500	3年以上	1.9以下	必要により		約定書締結金融機関	
追認保証	運転資金	1,250	7年以内	1.9以下	原則不要		覚書を締結している金融機関	①1年以上引き続き事業を営むもの ②現在金融機関及び協会の取引が正常なもの ③現在、協会の債務を負担しておらず且つ求償債務の保証人でないもの ④手形交換所の取引停止処分を受けていないもの
経営相談付長期設備資金保証「順風満帆」	運転資金 設備資金	2,000～28,000	20年以内	1.8以下	必要により		約定書締結金融機関	設備投資や事業拡大の計画等について、専門家を派遣し助言診断を実施
継続型短期融資保証	運転資金 設備資金	100～8,000	1年以内（更新可）	1.8以下	必要により		約定書締結金融機関	経常運転資金を定時償還の伴わない短期資金で継続利用可能
税理士推薦特別保証	運転資金 設備資金	2,000	10年以内	1.9以下	必要により		約定書締結金融機関	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結し、月次管理を行ったうえで作成された確定申告を2期以上有す県内の中小企業者
財務要件型無保証人保証	運転資金 設備資金	28,000	7年以内	1.9以下	必要により	不要	約定書締結金融機関	一定の財務要件を満たす企業について、経営者の連帯保証を不要とする
創業不動産取得支援保証	運転資金 設備資金	10,000	20年以内	1.90以下	必要	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	事業開始後1年未満の事業者の不動産取得を支援

（3）国保証制度

制度名		資金使途	借入限度額（万円）	保証期間	保証料率（%）	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考
経営安定関連融資保証		運転資金 設備資金	個人・法人 28,000 組合 48,000	10年以内	0.88以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	①経済産業大臣の指定を受けた企業 ②経済産業大臣の指定業種に属する事業を営む企業［市町村長の認定が必要］
中小企業経営革新支援保証		運転資金 設備資金	個人・法人 88,000 組合 168,000	運転 5年以内 設備 7年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	経営革新事業を行おうとする特定事業者で次の事業資金が対象 ①新製品の開発または生産 ②新役務の開発または提供 ③商品の新たな生産または販売方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業
中心市街地活性化関連保証	中心市街地商業等活性化関連保証	運転資金 設備資金	特定会社・公益法人、中小企業者 個人・法人 28,000 組合 48,000	15年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	①主務大臣が認定した特定事業計画に従って、都市型新事業の施設の整備を（特定会社等は自ら）行おうとする方 ②経済産業大臣が認定した中小小売商業高度化計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者
	中心市街地商業等活性化支援関連保証	運転資金 設備資金	特定会社・公益法人 56,000	15年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	①主務大臣が認定した特定事業計画に従って、中小小売商業高度化支援事業を行おうとする特定会社などが対象（自ら実施するものを除く）
無担保・無保証人小口資金保証		運転資金 設備資金	2,000	7年以内	0.88以下	不要	不要	約定書締結金融機関	①県内で1年以上事業を営んでいること ②他の保証を利用していないこと ③従業員20人（商業・サービス業5人）以下 ④委託申込日以前1年間に納期の到来した税金を完納していること
エネルギー対策保証		設備資金	個人・法人 20,000 組合 40,000	10年以内	1.23以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	資金使途は、省エネルギー施設、石油代替エネルギー施設の設置に必要な資金
海外投資関係資金融資保証		運転資金 設備資金	個人・法人 20,000 組合 40,000	10年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	資金使途は、海外法人の設置・取得の費用、支店・工場等の設置・拡張、従業員教育・調査等の運転資金に要する資金
労働力確保関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 28,000 組合 48,000	10年以内	0.99以下	必要により		約定書締結金融機関	県知事に認定を受けた改善計画に従って、改善事業を実施する協同組合等が対象
公害防止融資保証		設備資金 （運転資金）	個人・法人 5,000 組合 10,000	7年以内 （特別の事情があるときは延長可）	1.23以下	原則必要		約定書締結金融機関	経済産業局または県知事の認定が必要
激甚災害復旧融資保証		運転資金 設備資金	個人・法人 28,000 組合 48,000	10年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	激甚災害の指定を受けた地域の罹災中小企業者で市町村長の認定を受けたもの
特定中小企業再生支援関連保証		運転資金 設備資金	28,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に基づき経済産業大臣から「認定支援機関」として認定を受けた商工会、県商工会連合会、商工会議所等
下請振興関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 48,000 組合 68,000	運転5年以内 設備7年以内	0.88以下	8,000万円までは無担保 （流動資産担保保証を利用する場合は売掛債権を譲渡担保とする）	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。流動資産担保保証を利用する場合は不要）	約定書締結金融機関	主務大臣の認定を受けた振興事業計画に沿って振興事業を実施する中小企業者
周辺地域整備関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 28,000 組合 48,000	10年以内	1.35以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	「発電用施設周辺整備法」に基づき、周辺地域住民の生活の利便性向上のための事業として知事の認定を受けた方
中小小売商業関連保証	中小小売商業関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 28,000 組合 48,000	10年以内	0.99以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小小売商業振興法」に基づき高度化事業計画を実施する中小企業［経済産業大臣・知事の認定が必要］
	商店街整備等支援関連保証	運転資金 設備資金	公益法人 28,000	10年以内	1.34以下	必要により		約定書締結金融機関	中小小売商業者の経営の近代化を支援する公益法人が対象 ［経済産業大臣・知事の認定が必要］
流動資産担保融資保証		運転資金	25,000	1年（個別保証1年以内） （根保証は更新可）	0.68	在庫または売掛債権を譲渡担保	不要	約定書締結金融機関	棚卸資産や売掛債権を担保として活用
中小企業特定社債保証		運転資金 設備資金	56,000	7年以内	1.9以下	2億円まで担保は不要	不要	約定書締結金融機関	適債基準を満たした中小企業（株式会社）が発行する私募債を保証
予約保証		運転資金 設備資金	2,000 （小口零細企業保証 500）	5年以内	2.2以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	将来発生する緊急的な資金に対応
借換保証		運転資金	個人・法人 28,000 組合 48,000	10年以内 （認定支援機関の支援が受けられる等一定の要件を満たす場合は15年）	2.2以下	必要により		約定書締結金融機関	既存借入金の借換による返済負担軽減を支援
新事業開拓資金融資保証制度 （注）保証限度額について①～③を併用した場合3億円（組合6億円）です。また、①～⑤を合算して4億円（組合6億円）となります。	①新事業開拓保証	運転資金 設備資金	個人・法人 20,000 組合 40,000	15年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	新事業開拓保険にかかる新事業認定実施要領に該当する方
	②特定新技術事業活動関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 30,000 組合 60,000	運転5年以内 設備7年以内	1.44以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づく特定補助金等の交付を受け、その成果を利用した事業活動を行おうとする方
	③経営革新関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 30,000 組合 60,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、行政庁の承認を受けた経営革新計画を行おうとする方
	④経営力向上関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 30,000 組合 60,000	運転5年以内 設備6年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、主務大臣の認定を受けた実施計画に従って経営力向上に係る事業を行おうとする方
	⑤供給確保関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 30,000 組合 60,000	10年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条に基づき、供給確保計画について主務大臣の認定を受けた方
経営力向上関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 88,000 組合 168,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づく主務大臣の認定を受けた実施計画に従って経営力向上に係る事業を行おうとする特定事業者
中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証		運転資金 設備資金	60,000	設備 7年以内	0.75以下	必要により		約定書締結金融機関	破綻金融機関等と金融取引を行っていたため、金融機関との金融取引に支障が生じている方
創業関連特別保証		運転資金 設備資金	3,500	10年以内	0.88以下	不要		約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に掲げる創業者（再挑戦者）で事業開始の具体的計画を有する方などが対象

制　度　名		資金使途	借入限度額（万円）	保証期間	保証料率（%）	担　保	保証人	取扱金融機関	対　象　要　件　・　備　　考
スタートアップ創出促進保証		運転資金 設備資金	3,500	10年以内	1.08以下	不要	不要	約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に掲げる創業者（再挑戦者）を対象とし、経営者保証を不要とした取扱いを行う
流通業務総合効率化関連特例保証		運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	10年以内	1.35以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	流通業務の総合効率化計画について主務大臣の認定を受けた組合等およびその構成員たる中小企業の方
地域経済牽引事業関連保証制度	地域経済牽引事業関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	15年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき認定を受けた計画に従って事業を行うための措置を行う特定事業者または計画に従って事業承継等を行う特定事業者が対象
	地域経済牽引支援関連保証	運転資金 設備資金	一般社団法人・一般財団法人 28,000	15年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき認定を受けた計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人、一般社団法人であって中小企業信用保険上の中小企業者と認められる方が対象
事業再生円滑化関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	3年以内	1.76以下	必要により		約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に基づき事業再生を図ろうとする中小企業
事業再生保証		運転資金 設備資金	20,000	10年以内	2.2以下	必要により		約定書締結金融機関	法的再生手続を行う方
小口零細企業保証		運転資金 設備資金	2,000	10年以内	2.2以下	原則不要		約定書締結金融機関	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下で協会の利用額が2,000万円以内となる小規模企業者が対象
特定信用状関連保証		運転資金	20,000	1年以内(更新可)	1.9以下	必要により		特定信用状約定書締結金融機関	特定信用状の発行に伴い中小企業者が国内金融機関に対して負担する債務を保証
一括支払契約保証		運転資金	100,000	1年以内(更新可)	2.20以下	必要により		約定書締結金融機関	一括決済方式による割引に係る支払企業の債務を保証
農商工等連携関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人　128,000 組合　188,000	運転 5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。流動資産担保保証を利用する場合は不要）	約定書締結金融機関	農商工等連携促進法に定める大臣認定を受け連携事業を実施する企業
経営承継関連保証		運転資金 設備資金	28,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.9以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	事業承継に際し議決権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援
特定経営承継関連保証		運転資金 設備資金	28,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.9以下	必要により		約定書締結金融機関 のうち主たる金融機関	会社の経営を承継した代表者個人を対象として、事業承継に際し議決権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援
経営承継準備関連保証		運転資金 設備資金	28,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.9以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者又は他の中小企業者以外の連帯保証人は不要）	約定書締結金融機関	会社又は個人である中小企業者が、他の中小企業者の事業承継を行うための議決権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援
特定経営承継準備関連保証		運転資金 設備資金	28,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.15	必要により	必要となる場合がある （ただし、他の中小企業者以外の連帯保証人は不要）	約定書締結金融機関	事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の事業承継を行うための議決権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援
事業承継特別保証		運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.9以下	必要により	不要	約定書締結金融機関	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とし、円滑な事業承継を支援 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率と保証料率を引き下げる
経営承継借換関連保証		運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.9以下	必要により	不要	約定書締結金融機関	経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たすことについて知事の認定を受けた県内中小企業について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行う 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率と保証料率を引き下げる
事業承継サポート保証		運転資金 設備資金	28,000	15年以内	1.15	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	新たに設立した持ち株会社に対し、後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金
危機関連保証		運転資金 設備資金	28,000	10年以内	0.8以下	必要により		約定書締結金融機関	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者
自主廃業支援保証		運転資金 設備資金	3,000	1年以内	1.90以下	必要により		約定書締結金融機関 のうち主たる金融機関	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者
商店街活性化事業関連保証	商店街活性化事業関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定書締結金融機関	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う組合などが対象
	商店街活性化支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利法人で中小企業信用保険上の中小企業者とみなされる組織が対象
商店街活性化促進事業関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定書締結金融機関	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとするものとして市町村の長の認定を受けた中小企業者
経営力強化保証		運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	運転 5年以内 設備 7年以内 既往借入金の借入 10年以内	1.75以下	必要により		中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関	金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う企業
事業再生計画実施関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	15年以内	1.0以下	必要により		約定書締結金融機関	認定支援機関等の指導・助言を受けて作成した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して事業計画の実行及び進捗の報告を行う企業
事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）		運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	15年以内	1.2以下	必要により		約定書締結金融機関	資材高騰や物価高等の影響を受けた企業で、認定支援機関等の指導・助言を受けて作成した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して事業計画の実行及び進捗の報告を行う企業
協調支援型特別保証		運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	10年以内	1.9以下	必要により		約定書締結金融機関	次のいずれかに該当する方 ①金融機関からの借入（プロパー融資）と本制度の利用を原則同時に行う ②金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画書の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う

制　度　名	資金使途	借入限度額（万円）	保証期間	保証料率（%）	担　保	保証人	取扱金融機関	対　象　要　件　・　備　　考
連携創業支援等関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.15以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に規定する認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
小規模事業者支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.15以下	必要により		約定書締結金融機関	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する、認定発達支援計画または認定基盤施設計画に係る事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
先端設備等導入関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」の規定に基づき、先端設備等の導入を行おうとする中小企業者
社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人　30,000 組合　60,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」の規定に基づき、社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行おうとする中小企業者
事業継続力強化関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人　40,000 組合　60,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」の規定に基づき、事業継続力強化事業を行おうとする中小企業者
連携事業継続力強化関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人　40,000 組合　60,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」の規定に基づき、連携事業継続力強化事業を行おうとする中小企業者
情報処理支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、認定情報処理機関として経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
技術等情報漏えい防止措置関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を、中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
情報処理システム運用・管理関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定書締結金融機関	「情報処理の促進に関する法律」第31条の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者
特定高度情報通信技術活用システム 開発供給等関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定書締結金融機関	「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた計画に従ってシステムの開発供給及び導入またはその開発供給及び導入に必要不可欠な特定半導体の安定的な生産を図ろうとする中小企業者
特定連携事業継続力強化関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.90以下	必要により		約定書締結金融機関	中小企業等経営強化法第58条の規定に基づき「連携事業継続力強化計画」を作成し、経済産業大臣の認定を受けた大企業
下請中小企業取引機会創出事業関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人　30,000 組合　60,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	下請け中小企業振興法に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者で、下請け中小企業取引機会創出事業を実施する方
農林水産物・食品輸出促進支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	農林水産及び食品の輸出の促進に関する法律第43条の規定に基づき認定を受けた一般社団法人または一般財団法人であって輸出促進業務を行う方
供給確保関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人　88,000 組合　166,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条に基づき、供給確保計画について主務大臣の認定を受けた中小企業者
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度	運転資金 設備資金	8,000 セーフティネット利用の場合は上限16,000	10年以内	2.35以下	必要により	不要	約定書締結金融機関	一定の要件を満たす中小企業者について、信用保証料率の上乗せにより経営者保証を不要とした借入が可能（信用保証料の一部を国が補助）
プロパー融資借換特別保証制度	運転資金 設備資金	個人・法人　28,000 組合　48,000	10年以内	1.9以下	必要により	不要	約定書締結金融機関	既往のプロパー融資について、一定の要件を満たすことを条件として、経営者保証を提供しない本制度への借換を認めるもの

（4）その他保証制度

制　度　名	資金使途	借入限度額（万円）	保証期間	保証料率（%）	担　保	保証人	取扱金融機関	対　象　要　件　・　備　　考
商工貯蓄共済融資保証	運転資金 設備資金	2,000	運転 5年以内 設備 7年以内	1.9以下	必要により	必要となる場合がある （ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	秋田銀・北都銀 信金・信組	保証限度は貯蓄積立額の5倍以内、毎月の掛金が3万円以上で貯蓄積立額が150万円以上の者は7倍以内

８．県内中小企業金融相談の問い合わせ先

			ＴＥＬ	ＦＡＸ
秋田県 産業労働部	産業政策課	秋田市山王三丁目１－１	018-860-2215	860-3887
公益財団法人あきた企業活性化センター		秋田市山王三丁目１－１	018-860-5620	860-5612
秋田県信用保証協会	秋田東営業室	秋田市旭北錦町１－47	018-863-9016	863-9010
	秋田西営業室	秋田市旭北錦町１－47	018-863-9018	863-9010
	大館支所	大館市字三の丸 90	0186-49-2281	49-2280
	能代支所	能代市上町６－28	0185-54-2377	55-2264
	本荘支所	由利本荘市肴町 66－4	0184-22-5330	22-5332
	大曲支所	大仙市大曲浜町２－２	0187-63-1811	63-1812
	横手・湯沢支所	横手市四日町２－８	0182-32-2361	32-2363
秋田県中小企業団体中央会		秋田市旭北錦町１－47	018-863-8701	865-1009
秋田県商工会連合会		秋田市旭北錦町１－47	018-863-8491	863-8490
各商工会議所				
各商工会				
株式会社 日本政策金融公庫 秋田支店		秋田市中通五丁目 1-51	018-832-5511	835-6331
	（中小企業事業）	（北都ビルディング５階）		
株式会社 日本政策金融公庫 秋田支店		秋田市中通五丁目 1-51	018-832-5641	833-1285
	（国民生活事業）	（北都ビルディング１階）		
株式会社 日本政策金融公庫 秋田支店		秋田市中通五丁目 1-51	018-833-8247	835-8309
	（農林水産事業）	（北都ビルディング４階）		
株式会社 日本政策金融公庫 大館支店		大館市御成町二丁目 3-38	0186-42-3407	49-2925
	（国民生活事業）			
株式会社 商工組合中央金庫 秋田支店		秋田市中通二丁目４－19	018-833-8531	833-1683

９．経営相談窓口

経営・金融・雇用等の相談に応ずるため、次の箇所に経営相談窓口を設置しております。

		ＴＥＬ	ＦＡＸ
公益財団法人あきた企業活性化センター	秋田市山王三丁目１－１	018-860-5620	860-5612
秋田県産業労働部産業政策課	秋田市山王三丁目１－１	018-860-2215	860-3887
秋田県鹿角地域振興局地域企画課	鹿角市花輪六月田１	0186-22-0457	23-5574
北秋田地域振興局地域企画課	北秋田市鷹巣字東中岱 76－1	0186-62-1251	63-0496
山本地域振興局地域企画課	能代市御指南町１－10	0185-55-8004	55-2296
秋田地域振興局地域企画課	秋田市山王四丁目１－２	018-860-3313	860-3860
由利地域振興局地域企画課	由利本荘市水林 366	0184-22-5432	22-6683
仙北地域振興局地域企画課	大仙市大曲上栄町 13－62	0187-63-5114	63-6369
平鹿地域振興局地域企画課	横手市旭川一丁目３－41	0182-32-0594	32-8349
雄勝地域振興局地域企画課	湯沢市千石町二丁目１－10	0183-73-8191	72-5057